

## 第411回南国市議会定例会会議録

第2日 令和元年12月10日 火曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
総務課長 原 康司	参事兼財政課長 渡部 靖
参事兼企画課長 松木 和哉	情報政策課長 岡崎 博英
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
市民課長 崎山 雅子	子育て支援課長 溝渕 浩芳
長寿支援課長 島本 佳枝	保健福祉センター長 土橋 愛
環境課長 谷合 成章	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 長野 洋高
建設課長 西川 博由	地籍調査課長 横山 聖二

都市整備課長	若 枝 実	上下水道局長	橋 詰 徳 幸
会計管理者 兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	選挙管理委員会 事務局局長	高 橋 元 和
監査委員 長	天 羽 庸 泰	農業委員 事務局局長	弘 田 明 平
消 防 長	小 松 和 英		

\*—————\*

**議会事務局職員出席者**

事務局長	公文知子	次 長	野口裕介
書 記	門脇智哉		

\*—————\*

**議事日程**

令和元年12月10日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

\*—————\*

**本日の会議に付した事件**

日程第1 一般質問

\*—————\*

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

\*—————\*

**一般質問**

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。10番西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員発言席〕

○10番（西川 潔） おはようございます。

改選をされまして、事実上初めての議会でございます。新しい議員さんの質問も期待をいたしておりますが、私も3期目となりまして、今までよりもより広い視野で議会の活動を行っていききたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

私の今議会の質問でございますけれども、市街化調整区域の規制緩和、それから南国市の洪水対策、農業振興地域の整備計画の変更、農用地の除外についてと、瓶岩体育館への橋の件、この4点について質問をいたします。

市街化調整区域の規制緩和でございますけれども、南国市の創生いうものは、私は人口対策に尽きるというふうに思っております。市街化調整区域の規制緩和を行い、市中心部以外にも人が住み続けられる、入り込みやすくすることだと、このことをこの選挙戦でも訴えてまいりました。平成30年4月に国や県の協議を得て、私に言わずと不十分ではありますが規制緩和が実施をされました。その折り、都市整備課長は、これはこれで終わりではなく始まり、始まりの一步だというふうに言われました。改めて平山市長にこの規制緩和に至った理由をお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 本市の市街化調整区域は都市計画区域の92%を占めているということで、多くの既存集落が点在し、人口の約53%の市民の方々が生活をしておられますが、その市街化調整区域にお住まいの市民の方からは、子や孫の家が建てられないといった御意見や市外の事業者の方から本市に進出したいが、進出できないなどといった声をたくさん聞いてきたところであります。

また、平成28年8月に高知県から高知広域都市計画区域の高知市を除く3市町に対して市町が特定ゾーンを設定し、市町のまちづくりの方針に沿った建築物が建てられるよう市街化調整区域における開発許可の抜本的な規制緩和を行っていく方針が示されたところであります。このようなことから、人口減少や少子高齢化による既存集落の過疎化、コミュニティーの維持といった課題の解決を図るとともに、産業振興、南海トラフ地震対策などを図るため、本市の実情に応じたまちづくりの方針に沿った土地利用が行えるよう高知県から開発許可の権限移譲を受けるとともに、規制緩和を行うという方向づけをしたところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 前市長の橋詰市長もその前の浜田市長もでございましたが、この市街化調整区域の規制緩和について何とかならないかということで、私が26年でしたか、この規制緩和のことについて質問をしたところ、前市長の橋詰市長もこの調整区域の開発については、今までじくじたる思いをしてきたと、このように答え、橋詰市長、平山市長との連携の中でこの新たな規制緩和ができたわけでございますけれども。30年4月に新たな規制緩和策が実行され

まして、この1年8カ月の間、当初の狙いどおりの効果、思惑どおりであるかをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 新立地基準での許可件数は、平成30年度では全許可件数75件中26件、令和元年度では11月末現在で全許可件数56件中26件となっております。

平成29年度は駆け込みによる申請が多かったため、平成29年度の全許可件数97件と比較いたしますと、許可件数自体は多くなっておりませんが、本年度全許可件数に対する新立地基準による許可件数の割合が46%を超えているほか、平成29年11月からこれまでの約2年間の相談件数が延べ1,000件を超えており、相談者の方からは、これまでの許可要件では建てられなかった建築物でも、新立地基準により建てられるようになったとの声を多く聞かれておりますので、規制緩和の効果はあっていると考えておりまして、現行の立地基準を考えますとほぼ思惑どおりではないかというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 再度お聞きしますけれども、平成29年11月からこれまでの2年間の間に相談件数が幾らあったとおっしゃいましたかね。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成29年度から令和元年度の11月まで約2年間で1,000件を超えておりまして、正確には1,086件でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 私が何度も申し上げますけれども、何よりも既存集落の維持、これが非常に大切で、これは市の存続にかかわることだと。今、既存集落では、今まで集落の中で行っていた慣例の行事等も若者が少なくなり、また高齢者がふえ、人が減るということでなかなかできない、そういう場面も出始めたわけですが、既存集落での規制緩和が現在策定中のマスタープランに反映をされているのかお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、策定中の都市計画マスタープランの主要なまちづくり方策の中の集落環境の向上に向けた方策の一つに、集落拠点周辺エリア等における開発許可基準の運用として、本市独自の市街化調整区域の許可基準を追加し、本市の地域特性に応じたまちづくりに対応するための基準を設けている旨を記載しておりまして、都市計画マスタープランには反映させております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 課長の答弁の中で、平成30年度に26件、令和元年11月これまでに26件の新立地基準での許可をした案件があるということの答弁がございましたが、その内容をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成30年度の新立地基準における許可件数26件のうち、集落拠点エリアにおける許可件数が23件、それから空き家の賃貸、これは用途の変更でございますけれども、空き家の賃貸による件数が3件の26件でございます。

本年度、令和元年度における新立地基準26件のうち、集落拠点エリアにおける立地基準が23件です。空き家の活用による用途変更によるものが3件の計26件でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 新立地基準での許可がこれだけある。平成30年4月に規制緩和をされた中で、私がかつて議員に説明のあった案からいうと、かなり後退をしたものがあったということで、私自身もこの席で、この規制案は、一度この規制案をしてしまうと今までの経過からいうと、約50年も続いた建築基準の緩和がまたすぐにはできないんじゃないかというようなことも指摘もさしていただきました。また、その際の規制緩和の中で、これはすばらしいと思ったのが、空き家対策の中で空き家の賃貸ができるようになったこと。また土地収用法の該当事業だとか、農家の分家住宅とかで建てられた家屋については、未来永劫そこには新しいといえますか、方策で建てられた以外のものはその土地を売っても建てかえられないのかということでは、10年以上そこに住むとそれが可能だというような画期的な改正もされたわけです。

また、先ほど聞くと、これだけの成果がある、また再度聞き直しましたが、平成29年11月からの2年間で相談件数が1,000件を超える開発に関する相談が都市計画のほうにあっていて、その方たちの意向に沿えるよう取り組むべきだが、そのために2年後、当初2年後には見直す、この規制緩和は終わりではなく、始まりの一步だというふうにも言われましたけれども、来年の4月には立地基準を見直すということでございましたが、具体的にはどうするのかをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成30年4月1日からスタートしております現行の規制緩和いたしました立地基準では、まだ十分ではないというふうに考えておりますので、市街化調整区域内、特に既存集落内の立地状況や人口動向等の調査・検証をし、その調査・検証結果を踏ま

えた上で、どのような規制緩和の見直しを行っていくのか、今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） また、その平成30年の規制緩和の際に、地区計画での開発を容易にする旨の説明もありました。容易どころか、より厳しくなっているようにも思いますが、その件についていかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成29年9月20日の高知広域都市計画担当者勉強会におきまして、高知県より市独自の地区計画の策定の指針及び事務手続の流れについての御提案がございまして、市の実情に応じた市独自の指針を作成することが可能となっておりますが、市独自の地区計画の策定の指針につきましては、まだ策定には至っておりません。

また、先ほど西川議員さん言われましたとおり、県の地区計画の策定の指針につきましては、平成31年3月に大規模住居系の類型を削除されたほか、市町が線引き制度の形骸化を招くおそれがないよう適切な制度運用を図るために、指針を明瞭化するなどの改定が行われております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 市独自の地区計画言っておりますけれども、運用方針の策定は県の指針に則したものになり、これまでと変わらないのではありませんか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 本市独自の地区計画の策定の指針には、それぞれの類型に建物の用途や区域等が明確に記載できるため、相談者にもわかりやすくなり、相談しやすくなるほか、県との協議におきましても、スムーズに進めることができるメリットがございしますが、本市独自の地区計画の策定の指針を策定する場合においても、国の都市計画運用指針や県の指針に則していなければなりませんので、今以上に要件が緩和されるということはないと考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 平成30年4月に権限移譲を受けて、たくさんの課題が出てきたというふうに思いますが、どのようなものがあるかをお教えてください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 開発許可の権限移譲を受けての課題についてでございますが、

相談件数が非常に多くなっており、増加する相談件数に対応が追いついていない状況がございまして、相談希望者が来庁時にすぐに対応することができない場合や相談に対する回答に時間を要する場合が生じるなどの現在課題がございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 私も大変時間がかかるっていうようなことの苦情を実際受けておりまして、都市整備課はこのような状況にどのようにこれから対応、課題解決をしていくのかをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 相談窓口での待ち時間解消や御相談に応じられないケースの解消を図るため、本年度、令和元年6月4日から相談につきましては原則予約制としておりまして、事前に電話にて御予約をいただくようにしております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 担当課としては、多分さまざまといいますか、工夫はされてはおるようですけれども。私が感じるところでは、明らかにマン不足ではないかと、この点については、担当課長はそれぐらいの答弁しかできないいうふうに思いますが、これについては市長のほうからこのような状況をどのように解決をしていくのか、人の配置含めて市長の所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 都市整備課の実務が大変厳しい状況にあるということは、私も感じております。そこで、来年度の機構につきましては、都市整備課の意向も踏まえて人員につきましても対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） せっかくのこういう事業を始めたわけで、市民の皆様も大変これには期待をしております。あとの質問の中にもありますけれども、やはり迅速な取り扱いをしていくということがこの緩和策を推進をするということにもなりますので、一つお願いしたいと。私はこれからの南国市の明暗は、調整区域の規制緩和にかかっているというふうにも思っております。何回も同じようなことを申しますけれども、人が全てと言っても過言ではない。市では現在コンパクトシティー構想に基づいて、文化ホールや図書館の建設の計画をしています。財政的な見地からいたし方ないという面もございますけれども、市の地理的条件、南北に長いようなこの条件、また交通体系、これまでこの市の成り立ちというものは、13ですか、それぞ

れの村、町が合併をして成り立った、このようなことを考えたときに、市の中心部だけでなく、それぞれの地域が成り立っていかなければ、真の南国市の発展は望めないというふうにも思います。そのためには、これほど人気のある南国市の土地条件を生かさない手はないというふうに思います。どうか、少し遅きに失した面はございますけども、市の将来をかけた施策を進めていただきたい、このことをお願いをいたしまして私の第1問は終わります。

次に、洪水対策でございますけれども、12月1日に私の住んでいる岡豊地区の防災連合会というのをつくっておりますけれども、岡豊地区の大雨、洪水を想定した訓練を実施をいたしました。この訓練について危機管理課長からの感想をまずお聞きをします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 岡豊地区防災連合会は、岡豊地区の各自主防災組織、13組織が集まり、平成28年4月に結成され、結成以来、連合会としての役割をしっかりと認識していただき、岡豊地区の避難所運営マニュアルの作成や訓練等を実施していただいております。

12月1日に行われました訓練では、岡豊地区の大雨、洪水を想定した状況下での連絡体制の確立や変化する状況への対応を考える内容であり、危機管理課も避難情報を伝達する役割として参加をさせていただきました。

今回の訓練は、各地区防災会と防災連合会の役割の違いをしっかりと認識した上で、変化する状況を市役所から防災連合会、そして各地区防災会へと情報共有し、その情報に基づいて各地区住民がいかに行動すべきかを考える、非常に実践的で現実的な訓練であったと感じました。危機管理課といたしましても、トランシーバーを通じて防災連合会や地区防災会のやりとりを確認することができ、行政としてどのように情報発信すれば有効か改めて考えるきっかけとなる学びの多い訓練でした。

このような実践的な訓練を自主的に実施されておられることにつきまして、頭の下がる思いでありますとともに、感謝を申し上げます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 岡豊地区のこの防災訓練でございますけれども、防災連の会長が自衛隊上がりの方でございまして、自衛隊がこのような訓練をしているのかなというふうに私も感心をしたわけでございますけれども、大変緻密といたしますか、想定、そういうようなものもしっかりできまして、トランシーバーでの情報交換の中でも、各地区からのマニュアルに書いてある以外の状況もどんな状況かということ聞き足して。例えば、岩瀬川地区がもう浸水が来たのでふれあい館のほうには行けない、そのままとどまってくれだとかいうようなことをマニ

ュアルどおりではないような訓練もされて、非常に私は有効だったというふうに思いました。

質問のほうに入りますけれども、現在温暖化に伴う雨の激甚化で、想定をはるかに超える浸水多発をいたしております。従来のハザードマップでは対応ができないことから、新たなハザードマップが発表されております。このことは市政報告会の中でもされましたが、南国市の洪水における最大規模の浸水想定区域はどのような状況になりますか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 一級河川物部川におけます想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域は、土佐山田台地より南は浸水する想定となっております。また、二級河川国分川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域は、'98高知豪雨で被害を受けた区域と似た浸水想定となっております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 国分川水系でございまして、'98豪雨のときに激甚指定を受けて国分川が改修をされておまして、私の知っている範囲では久礼田と新改川の突き合い上流だとか、支流だとかいうようなところが、かつてはこれから浸水される場所だということと言われておりました。その中で、新たなこのハザードマップがつけられたわけですが、国分川水系の洪水浸水想定の中で、市の危機管理課が出しておりますネット情報で、国分、岡豊小学校管内の表示がありません。岡豊小避難所指定のふれあい館の浸水深さの状況はどのような状況ですか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、市のホームページのほうには従前の洪水ハザードマップを掲載しておりますが、その1項目として各小学校区をクローズアップしたマップを掲載しております。議員のおっしゃられるとおり、早急に確認しましたところ、岡豊小学校区の掲載が抜かっておりました、申しわけございません。岡豊小学校区は従前のハザードマップにおける浸水想定区域ではございませんでしたけれども、'98高知豪雨における浸水区域であるため掲載しておかなければならず、新想定に掲載と合わせて早急に対処していきたいというふうに考えております。

また、新しい想定におけます岡豊小学校や岡豊ふれあい館の浸水の想定でございまして、岡豊小学校で約1.2メートル、岡豊ふれあい館で0.7メートルの想定となっております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） この洪水浸水で想定し得る最大規模に対する対応が必要というふうに

なるわけですが、その対策をお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 両河川ともこれまでの計画規模降雨による洪水浸水想定からハード対策だけでは防ぎ切れない想定最大規模降雨による洪水浸水想定が公表されましたので、迅速な避難につなげるために平時に理解していただきたい地域に潜む危険性や発災時の危険性の高まりについて、わかりやすい学習会や啓発を進めていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） ハザードマップにより、その内容が住民に周知され、避難が確保されなければなりません、マップの作成と周知はどのようにいたしますか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 新しい洪水ハザードマップにつきましては、本年度中の完成を目指しまして現在作業を進めているところでございます。周知につきましては、毎年「広報なんこく」6月号に防災特集を掲載しておりますので、来年度の特集の掲載にあわせて市内の各御家庭と関係機関に新しい洪水ハザードマップを配布したいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 現在の豪雨、大雨というのは、地球の温暖化とも関係があるっていうようなことで質問はいたしません、南国市の地球温暖化に対する取り組み、足元から自分たちができることをしっかり進めていく、このようなこともソフト面では大変大事なことだというふうに思いますし、想定不可能な災害もありますけれども、考えられる災害いうものを想定をし、日ごろからの訓練が大切だと。岡豊地区のような訓練を全市で繰り返し行ういうようなことも非常に大切なことだと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、3点目でございますが、農業振興地域整備計画の変更についてでございます。一般的には、農用地の除外許可というふうに言っておりますけれども、行政サービスが今簡素化とか、迅速化が言われている農用地除外については、私は余りにも時間を費やしているというふうに思いますが、現在、申請から除外に至るまでどれぐらい日数がかかっているのかをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 手続に係る期間ということにつきましては、現在3月末と9月末の年2回受け付けをしておりますけれども、現在平成30年3月受け付け分に1年ほど時間を要したということで、9月受け付け分につきましてもその影響を受けまして手続の開始がおく

れ、完了までに1年ほどかかることとなっております。現在そのおくれを引きずっているという状況であります。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 農林水産課長の答弁ですけれども、1年ほどということですが、これは正式に農林水産課が除外申請を受け付けて県に送り、県が告示をした後、許可される期間が1年ということにして、市民にとってはこの手前に事前協議をするわけですね、これが一月、二月前。そして、農用地除外の申請をし、一応南国市の中ではこれでオーケーだということで県に回してその間が1年だと。それからまだ農地ですので、農用地は、農業委員会での転用、これが早くても2カ月はかかるはずで、それが3カ月なり、またかかり、その上にまだ開発のことをやっていくということになると、総じて2年余りかかるということにもなるわけですね。これほど長期化する理由ですが、農林水産課だけのものではないんですけれども、責任、そこではないんですけれども、なぜこれほどなるのかと、長期化する理由をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 農林水産課課長。

○農林水産課長（古田修章） 長期化する理由でございますが、農用地区域の除外手続きにつきましては、開発に係る手続の中で最初に審査されるものであるということから、転用や開発の見込み、またその確実性といった部分につきましても確認が求められ審査が行われますので、農地法及び都市計画法などについて関係部署との事前協議において、はっきりとした整理ができていない案件が含まれていた場合には、開発が本当に可能であるか、開発の許可までどのような手続で進めるかなどの確認・調整に時間を要するということになってしまいます。

また、農用地区域の除外の手続はそれぞれの案件ごとの審査及び許可というのではなく、南国市農業振興地域整備計画という市の計画の変更であるという性質上、案件の中で1つでも調整に時間を要しますと、その回に受け付けたもの全てに影響が及ぶということになりまして、それが長期化すると後の受け付け分につきましても、前の手続が終わるまでは手続を進めることができないという事態が発生することも時間を要している原因でございます。

また、県におきましても、この除外手続後に予定される農地転用の手続におきまして、面積や位置の変更がある場合や利用計画の不確実性から転用手続が遅延しているという事例が見受けられるということで、申請者が再度の手続をしなければならないような事態を避けるためにも、除外手続の事前協議において資料を精査しているということで、時間を要しているということがございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 長くなる理由というのはさまざまなのがあるわけですが、1点は事前審査というものをきちっとして、正式な除外申請を受ける前の審査、不明確な案件は入れない、このようなことをしないとほかの方に大きな迷惑をかけるわけです。また、例えば軽微な変更なんていうのは、農用地から除外をするものではなくて、農地を農業用施設用地、このようなものに変えるだけの手続、このようなものをここに農作業用小屋を建てるだとか、農業用倉庫を建てる、このようにときにやりたいと言って2年もかかってたらどうなりますか。また、規制緩和の中で住宅用地の中に持っていきたいようなところ、実際はそこを整備計画という大きな計画の変更だということはわかりますけれども、それほど影響のないようなところで農用地に指定をされているところもあるわけですね。そのようなところをやる場合に、これほどの期間がかかると、恐らくその人たちは一番利便性のいいところに施設を建てることができない、このようなことになるし、またやめようというようなことにもなる。そのことが農用地を守るということにもつながるかもわかりませんが、大変な迷惑がかかっているというようなことをございます。

また、除外の場合、農用地の軽微な変更等については、何かやり方はないのかなと思うのですが、このように大変時間がかかるとか、このことについて、他市町村からも県の事務的な処理の仕方も含めて声は聞かないかというふうにも思うわけですが、そのような点は把握をいたしておりますか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 都市農政の協議会というものがありますけれども、そちらの会の中で、県のほうからの審査というところで、新たな書類等の提出を求められたというような県もありまして、その会の中でも協議をさせていただいたという経過はございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 農用地区域の除外のあったものの中で、答弁があったように時間を要する件で全てがとまるということで、その部分を抜き出して告示をしていくとかというような方法も含めて、南国市が計画変更許可をするものではありませんので、これは広域的に市長のほうにも市長会等でこのような問題があるってというようなことも取り上げていただきたいというふうに思いますが、市長、いかがでしょう。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 手続上で改善できるとかいうようなことが想定できるのであれば、そう

いった流れの中で要求もしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 私、これ南国市だけではなく、県下的にも全国的にもこのような問題はあろうと思いますね。想定をしてから2年近くもかかるとかいうようなものは、法の改正も含めてすべきじゃないのかと。私も実態として、山のほうの出身でして思うんですが、今農地がなかなか高齢化も含めて十分管理ができてない状況の中で、農地法との絡みがあって、農地に木を植えたいとかいうような、耕作をようしなくなったので木を植えたいというようなことを土地の所有者が考えたときに、農業委員会に転用申請を出しに行くと、恐らく農用地だから農用地の除外をしてくれというところから始まるんです。そこから始まると、さあ植えたいというところから2年かかるわけですね。そうすると、そこが今度は荒れ地になり、草が生え、雑木が生え、そこにまた土地を有効な木を植えたいと思っても木が植えられないような状況になって初めて農用地の除外から転用許可がおりるというふうなことになって、もうそのときにはようしないというようなところまで行き着くわけです。

そのような状況を考えたときに、時間がかかる案件もあれば、このようなものについてはすぐに対応できるっていうふうなことをしていく必要が私は要るんだと。これは時代の要請かもわかりません。このことに担当課長も、市長もぜひ少し取り組んでいただきたいなということをお願いをいたしまして、農用地区域の除外に対して大変な時間を費やしているということをお認識をしていただきたいという、対応をお願いをしたいということをお願いをいたします。

次に、最後でございますけれども、瓶岩の体育館・公民館への橋の件でございます。

先日、勉強会の折に執行部のほうからこの橋についての説明を受けました。それで、この橋をつける際に3つのルート、A、B、Cルートの説明がございましたが、A、B、Cのルートの中で、Cルートというのは少し問題があって、実際つけられないのではないのかなっていうふうに思いますけれども、Bルートというところの真ん中につける橋でございますけれども、ここでの何か問題点をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えします。

A、B、Cルート、3ルートございますが、先ほど言われましたようにCルートについては河川管理者のほうで領石川の屈曲部であり、外山川との合流点が近いということで適切ではないということで、Bルートにつきましては地権者の同意が得られてないということでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） AルートでもBルートでも架設は可能かお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） Aルートにつきましては、Bルートよりまだ下流でございますが、領石川の取水堰の下流に当たって河床も低く、橋までの高さに余裕があるため、河川管理者も架橋場所としては3案の中では最適であるという結果になっております。BルートもAルートも技術的には架橋が可能な場所でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 仮にBルートで可能なら地権者との協議内容についてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） Bルートでございますが、市からは用地の話について3回お伺いしております。それ以外でも地元のほうからの用地のお話はあったようでございますが、3回目につきましては、副市長も同伴してまいりましたが、同意はいただけませんでした。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 同意をいただけない理由は何ですか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 市のここにかかけたいということは納得はしていただけるんですが、それ自体には協力ができないというお話でございました。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） この橋のAルート、Bルートで6,000万円ほどの橋の建設費の違いがございます。しかし、いずれも2億1,000万円と1億5,000万円になりますけれども、この工事費について辺地債が使える、また通常起債とでこの財源をとということでしたが、このAルート、Bルートですが、交付金額と辺地債でやると特別交付金になろうかと思っておりますけれども、市の一般財源の額というのが幾らぐらいになるのかなというのをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 架橋に伴います起債措置になりますと、工事費の約6割が辺地債、4割が通常債ということになります。交付税措置分を差し引きまして一般財源の差額になりますけれども、お示しました概算工事費で試算いたしますと、辺地債の未充当分に地域活性化事業債というもので活用の可能性が非常に高いというふうに考えております。一般的な

道路につきましては、交付税措置のない起債になるんですけれども、こちらにつきましてはあくまでも進入路というような形になりますので、その場合は地域活性化事業債が活用できる。そうなりますと、一般財源的には2,682万円になります、交付税措置を除きますと。これが活用できない場合には3,376万円ということで700万円程度の差が出てくるというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 一般財源が2,700万円近く必要だということでして、同じ橋をかけてAルートの方が橋としての条件がよいということですが、なかなかこの金額というのは捨てるのがたいものだと、安い橋をかけることができたらというふうにも思います。

記憶は定かではないんですが、ここの公民館の中にもこの地権者のお父さんが持たれたといったような記憶があって、この方のお父さんからの話で、私が財政課の管財にありましたときに、農地を提供すると、下限面積の関係で新しい農地が取得できないというようなことで代替地に対応したようなことを覚えてます。いずれにしろ、この地権者の方ともう一度といいますか、しっかり交渉をしていただきたいというふうに思いますし、またこの橋をかける、ここまで話が進んできたもとは丸高さんが橋梁を寄贈するということが2年前か3年前にその話が出て、いよいよかけるということに具体化してきたわけでございます。丸高さんの橋梁というか、橋を使うということがこの計画の中には載ってないように思いますが、その点についてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 橋体を寄附いただけるということで、橋体自体が直工で500万円程度ということでございますが、それ自体は設計の範囲内で検討をしておるところでございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 私、認識不足かわかりませんが、この間の説明の中では、先ほど言いました専門の言葉ではないんですが、橋の部分が長くなったので、丸高の橋は使えないというような説明を、私はそういう認識をしておりましたが、丸高さん自体の橋は垂水とか、ほかのところでも2カ所ほど100メートルを超えるようなものが可能だと。このことは認定というか、そういうものも受けているというような話も出てまいりましたし、今までの御厚意もありますし、今度Bルートじゃなしに、用地の問題でAルートにかかるということになっても、対岸は丸高さん所有の土地に行くわけですね。そういうことから、しっかりそこら辺を対応するようなことをきちっと話をさせていただきたいというようなことを思うわけでございます。その

点について、課長、答弁をお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 建設課といたしましては、橋長30メートルまで対応できるということまでが把握されておるところでございます。Aルートにつきまして現在のところ30メートル、36.5メートル、40.5メートルの3案っていうのが概算の中ではございまして、既存の水路等の取り合わせを考えると40.5メートルが最適であるということでの判断を今のところはしておるところでございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） この橋本体が使えないということになると、この計画の中でその方法もやむを得ないとは思いますが、ぜひ御厚意を無にしないように丸高さんとの話を進めていただきたいということをお願いいたしまして、私の今議会の質問を終わりといたします。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 日本共産党の杉本理でございます。

10月に実施されました市議会議員選挙において、多くの市民の皆様からの御支援をいただき、議会へと押し上げていただきました。本当にありがとうございました。任期中の4年間、市民の皆様からの負託に応えられるよう誠心誠意努力してまいります。先輩議員の皆様、執行部の皆様、新人ゆえ、さまざまな点で御心配、御迷惑をおかけするかと思いますが、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

初めての質問のため、言葉が足りない点や不明瞭な点をお許しいただき、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、いつも市議会で取り上げられているようですが、私も国民健康保険について伺いをいたします。

私ども日本共産党南国市議団の4名は国保に関する公約として、まず1つ目に高過ぎる国保税の引き下げ、2つ目に市負担での子供の均等割を廃止、そして3つ目に国負担の増額に県と力を合わせますを掲げ、4人とも当選することができました。

また、知事会、市長会、町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっているとし、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要であると主張しておられます。日本医師会などの医療関係者も、

低所得者の保険料、保険税の引き下げを求めています。

その上でですが、まず市長に簡単にお答えいただければと思うんですが、今の国保税は市民にとって払いやすい額、安価な税額だとお考えでしょうか。それとも、高くて支払うのが困難な額だとお考えでしょうか。また、後者のほうであれば高過ぎる国保税を引き下げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。この点について、簡単に構いません、御見解をお聞かせいただければと思います。

私ごとではございますが、20年近い会社務めの間は協会けんぽに加入しておりましたが、労使折半とはいえ、毎月の給料明細を見て、どうしてこんなに引かれなければならないのかと、そういう思いでした。しかし、議員任期が始まると同時に、国保に加入し、さらにその保険料が高くなりびっくりしました。今、国保加入者の平均保険料は政府の試算でも1人当たり協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍という高水準です。年収や家族構成によっては2倍をはるかに超えるような場合もあります。国民健康保険法第1章第1条の中には、国保は社会保障及び国民保健の向上に寄与するのが目的だと書かれております。しかし、保険料が高過ぎて、保険の向上どころか受診をためらい、重症化してしまうケースは全国的に後が立ちません。市長は市長会のほうに均等割の減免について要望されたと聞いており、きっと均等割の理不尽さには理解のある方なんだと思っております。

また、先日の知事選において、子供の均等割の廃止を公約の1番目として戦った野党の共同候補は、ここ南国市でも約4割という大きな支持を得ており、本市においても大きな関心事になったと言っても過言ではないのではないのでしょうか。赤ちゃんがおぎゃあと生まれて、みんなからおめでとう、生まれてきてくれてありがとうと祝福されるべきときにですよ、パパやママが協会けんぽなら保険料が変わらないのに、非正規雇用や自営業、農家だとまるでペナルティーを与えられるかのように均等割が課せられる、おかしいじゃありませんか。

そこで、せめて子供だけでも均等割を廃止したときに、国保会計に繰り入れをしなければならぬ額は幾らになるのでしょうか。3歳までだとどうか、未就学児までだとどうか、小学生まで、中学生まで、そして高校卒業まで、そういう試算があればぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

次に、保育所、保育園についてということで、保育士さんの待遇改善、保育時間についてということで伺いをいたします。

まずは、保育士さんの待遇改善についてです。

保育士さんの労働条件の改善は、子供たちによりよい保育環境を保証するためにも、保育士

労働者の権利を守るためにも重要です。先月の高知新聞の記事にもありましたが、東京都庁の福祉保健局が昨年、2018年に保育士さんを対象にした実地調査では、約2割の保育士さんが退職の意向をもっており、その理由は給料が安いのが1位で65%、その次に仕事量が多いが52%、労働時間が長いのが37%にも上っていました。賃金については、介護労働者などと同様に政府が決める水準が低過ぎるのが問題ではないでしょうか。

例えば、毎日記入する保育日誌などの事務は仕事の一環なのに、それをする時間、人員配置も公定価格に含まれていません。全産業平均から月10万円も低いのは、こんなところにも原因があります。公立、民間を問わず、保育士さんが安心して働き続けられるために賃金の改善が必要ですが、市や県、国ではどのような対策を進められているのか。また、来年度予算にはどのように計上していく意向なのか、可能な範囲でお答えいただければと思います。

次に、保育時間、開所時間についてです。

市のウェブサイトを見ておりましたが、年度途中の空き状況、何歳児、何歳児、それからどこそこは、マル・バツと三角と書いてありますけれども、大体そういうマルがついてる、あいてる園が大体同じだなということに気づいたんですね。そういった保育所は1歳児からしか預けられないし、保育時間がそもそも短いし、延長保育時間も短い、なるほどなど、こういうところかと。預けられる時間が長ければ長いほど、親としては助かるのですけれども、そうなるとその分だけ保育士さんを確保しなければいけない、そういうことになってくるかと思います。そのあたりを担当課としてはどのように御認識されているのかお聞かせください。

次に、市道の補修についてお伺いいたします。

立田にしても、片山にしても、浜改田にしても、本当にさまざまな地域、この地域に限られませんけれども、県道から1本入ると乗り心地が悪くなる道路が本当に多いと感じます。

先日、里改田にお伺いしたときに、車がほとんど通行してない道路なのに、陥没がそのまま放置された箇所に住民の方がつまずかれ負傷されたとも聞いておりました。もう領収書捨てたき構わんと、その方はおっしゃっておいりましたけれども、負傷されるような場所があると。

道路法の第1条では、道路網の整備を図るため、道路に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することとなっております。なかなか崇高なことが書かれておりますけれども、公共の福祉を増進どころか、今議会への報告でもまた市道の陥没穴が原因の専決処分をしたという報告がありました。

南北に長い南国市で、全長554キロもの市道を管理し、補修をし、舗装をしていく、本当に大変なことだと思いますけれども、そこを通行される住民の方々にとっては、負傷したり、車

が損傷したりする一大事です。過去の会議録を見ましたら、4人の補修員の方が作業をしながら市道を点検されているとありました。また、市道の瑕疵状況については、月間でほぼ50カ所もの連絡が入るとも書かれておりました。これを見てなかなか大変な数だなと思ひまして、これについては直し切れているのでしょうか。補修にとどまらず、本舗装にまで踏み切る箇所も含めると、なかなか追いついていないのではないかと思うのですが、どんな状況でしょうか。また、道路維持費についても足りておりますでしょうか、その点について御答弁いただければと思います。

次に、農業政策について、日米新協定についてということでお伺いをさせていただきます。

先週、国会で承認され、はや来年1月1日に発効されることとなった日米貿易協定ですが、農産物関税の大幅引き下げや撤廃を伴う対外的な協定としてはTPP11、そして日欧のEPAに続くものです。私ども日本共産党は、こんな農民いじめの連続は許されない、ひどいじゃないか、断固反対だと参院選や市議選でも訴えさせていただきましたし、衆参両院においても承認を阻止すべく奮闘を重ねてまいりました。

そこで市長にお伺いいたしますけれども、今回の協定はどのような内容の協定だと御認識されているのか、そしてこの協定は日本の農林水産業にはどのような影響が考えられるのでしょうか。影響があるのであれば、国、県、市はそれぞれどのような対策を講じられるのか、お聞かせいただければと思います。

次に、鳥獣被害についてお伺いいたします。

イノシシや鹿などの特定の鳥獣による生活環境は、農林水産業への被害が全国的に大きく、ここ南国市でも例外ではありません。鳥獣被害は農業者にとって経済的損失のみならず、営農意欲や経営意欲の減退、耕作放棄地の増加につながるの言うまでもありません。また、人や車への接触は、人的、物的被害をもたらせることとなります。南国市のどこに住んでおってもそこで住み続けられるよう、こういう被害対策は重要です。

平成29年度に農林水産課で作成された第4次南国市鳥獣被害防止計画では、イノシシ、鹿、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラスを対象鳥獣として作成され、平成28年度の被害額が231万円、被害面積は29.12ヘクタールとなっております。

これを踏まえまして、そこで現時点での有害鳥獣被害対策の取り組み状況と今後の対策について、農林水産課長にお伺いいたします。

最後6番目といたしまして、里改田地区太陽光発電設備設置について御質問いたします。

再生エネルギーの導入、普及は温暖化抑制のためにも喫緊の課題であり、一層の推進が求め

られています。しかし、持続可能な発展を目指すための一環であるはずの再生可能エネルギーの取り組みも、環境面や土地利用に関する規制の弱い日本では、きちんとしたルールや規制が未整備のまま、地域外資本等による利益追求を優先した乱開発が起き、住民の健康、安全や環境保全にかかわる問題を引き起こしています。また、事業の立案及び計画の段階から情報を公開し、事業者、地域住民、自治体、専門家など、広く利害関係者を交えてその地域にとってふさわしいものにする必要があるかと思えます。

さて、今回の片山の一番南端ですけれども、下田川の南側と地元の皆さんが祇園様と呼ぶ神社との間に神奈川県川崎市の業者が太陽光発電設備を建設する計画があることがわかりました。今回の議会に調査を求める請願書が提出されておりますけれども、地元住民に対しての説明会はいまだなされていない状態です。この建設について、神社の南側の地域である里改田の皆さんや稲生の西立石の皆さんは、大きな不安を抱えておられます。

この建設予定地は、70年前より上流の片山地域から流れてくる内水の水を下流に流す遊水地帯として存在しています。以前は、ここで七、八軒の農家の方が米づくりをしていた歴史がありますけれども、土地は売られ、買い主は遊水池だとわかっているにもかかわらず、かさ上げを繰り返してきました。

最近の気象状況は、皆さんも御存じのとおり、いつ、どこで、何が起きるかわかりません。ことしも千葉県を初め、多くの地域が大雨で甚大な被害を受け、この土地に隣接する里改田立石地区や稲生の西立石地区においても、平成10年の台風の大雨で夜中に上流から泥水が流れ込み、床下、そして床上浸水の被害を受けました。水害が十分に予想できるこの土地に発電設備を建設し、おびただしい数のくいを打ち込み、流れ来るものを遮るかのようにフェンスで囲うことは泥水の流れを思わぬ方向に変えてしまい、地域住民の生活、生命を奪うことになるのではないかと心配されています。

さて、質問ですけれども、先ほど述べたこの該当地域における、いわゆる'98豪雨の際の内水氾濫の被害状況について、答弁を求めます。また、国分川、物部川、そして海からの浸水被害についてハザードマップをつくられていると思えますけれども、該当地域ではどんな被害が予想されているのか、お答えをお願いいたします。

平成29年3月には、立地に当たって発電事業者が遵守すべきこと等を定めた事業計画策定ガイドラインが資源エネルギー庁によって整備され、高知県においては、太陽光発電施設の設置・運営に関するガイドラインが策定されています。そのガイドラインでは、事業計画作成の初期段階から自治体や地域住民の意見を聞き、適切なコミュニケーションを図るとともに、誠実

に対応することが必要である。そして、工事の着手までに地域の合意を得ることと書かれており、また地域によっては豪雨の際の排水対策や土砂崩れ等を懸念し、太陽光発電施設の設置に不安を感じる場合もありますので、地域から要望があった場合は協議の上、円滑に事業を進めてくださいと書かれているんですね。地域という単語が国のガイドライン、県のガイドラインともに至るところに出てくるんです。にもかかわらず、今回の業者は、ガイドラインにおいて説明会の開催などにより事業についての地域住民の理解を得ることや地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることとされているのに、住民説明会の開催になかなか応じようとはしませんでした。

環境課長に質問ですけれども、県のガイドラインでは、県内で太陽光発電施設の設置を計画する事業者は関係法令に関する事前相談など、事業内容の検討の初期段階から遅くとも工事の着手前までに、設置を予定している市町村の担当課に事業概要書を記入し届け出てくださいとなっています。数日前に、業者の社長さんから私の携帯に電話してきた際には、事業概要書は提出しますということでしたけれども、担当課のほうには御提出されておりますでしょうか。また、提出に至らなくても、ガイドラインに書かれておりますとおり、相談や計画を出す旨の連絡がありましたでしょうか、お答えをいただければと思います。1問目は以上です。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 杉本議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、国保についてでございますが、御質問の中で市民の負担感がどのように感じているかというような御質問いただいたところございまして、私も国保のことにつきまして耳にしたときには、その負担はやはり重いと、負担感はかなりあるのではないかというお声をよく聞くことが多いわけでございます。そういったことで国保の負担ということにつきましては、制度的に昨年から県一化になったということもございまして、国を挙げての制度でございますので、これにつきましては国保の被保険者の方の負担の軽減は、国の施策として対応していただきますよう市長会から要望もしております。先ほどの子供の均等割の減免につきましても、杉本議員おっしゃったとおり、市長会を挙げてそちらを減免していただくようお願いをしているという状況でございますので、そういった国を通じての要望で上げてまいりたいと思っております。

続きまして、農業政策についてでございますが、日米貿易協定の影響ということでございますが、どのような協定かということとその支援ということでございますが、新たなこの貿易協

定は、農林水産品と工業品の物品関税に関する日米2国間の協定でございます。このうち、農林水産品の分野では、日本はアメリカが求める市場開放にT P Pの水準を超えない範囲で応じることとなります。具体的な貿易交渉の結果といたしましては、日本が最も重要な品目として交渉に臨んでおります米は1キロ当たり341円という高い関税は維持した上で、T P P交渉で日本がアメリカに設定した年間最大7万トンの無関税の輸入枠は設けないことになったところです。そして、牛肉につきましては、現在の38.5%の関税を2033年度に9%まで引き下げることになり、豚肉については価格の安い部位にかけている1キロ当たり最大482円の関税を2027年度に50円に、価格の高い部位にかけている4.3%の関税は2027年度に撤廃することとなります。これらはいずれもT P Pの交渉時に日本がアメリカと合意していた内容と同じ水準でございます。また、乳製品もバターや脱脂粉乳などの低関税の輸入枠は設けないとしているところです。そして、アメリカへの輸出の分野では牛肉は低い関税が適用される枠は実質的に拡大することになり、日本産牛肉の輸出の増加が期待されるところでもございます。

農林水産物に係る影響といたしましては、T P P11も含めて全体で1,200億円から2,000億円の生産額が減少すると試算されておりまして、発効すれば米国産の多くの農産物に係る関税がT P Pと同じ水準まで下がることとなり、米国からの輸入の中心となる牛、豚肉の値下がりにより、消費者が恩恵を受ける一方で、日本の畜産農家は米国産との厳しい競争にさらされることとなります。

その対策としまして、政府は12月5日に日米貿易協定への対策を追加したT P P等政策関連大綱を改定し、小規模畜産農家に対する繁殖雌牛の導入についての支援や、畜産農家同士の連携で生産効率化を図る畜産クラスター事業の要件緩和、スマート農業の活用による競争力の強化などの支援策を上げ、2019年度の補正予算に大綱関連の農業対策費として約3,250億円を計上する方向で調整をしているとのことでございます。

市といたしましても、国の動向に注視をしながら、生産者の意欲が減退しないよう、規模の大小を問わず、幅広い生産者が将来に希望を持って持続的に農業に取り組んでいけるような対策に取り組んでいかねばならないと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

〔崎山雅子市民課長登壇〕

○市民課長（崎山雅子） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険について、子供の均等割の減免を行った場合、どの程度の金額になるかということですが、3歳までの子供について減免を行った場合は289万円余り、未就学児ま

でということになりますと644万円余り、小学生までの減免を行った場合は1,412万円余り、中学生までということになりますと1,848万8,000円余り、高校生までということになりますと2,309万円余りということになります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

〔溝渕浩芳子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 杉本議員さんの保育所、保育園についての御質問にお答えします。

民営保育園で働かれている保育士さんの待遇改善につきましては、平成26年度まで市単独の補助も行っておりましたが、平成25年度、26年度の保育士等処遇改善臨時特例事業や、平成27年度に処遇改善加算が始まったことにより、現在、処遇改善に係る市単独補助は行っていません。参考までに申し上げますと、平成26年度は市単独補助と保育士等処遇改善臨時特例事業の合計額は約4,400万円、平成30年度の処遇改善加算の合計額は約7,000万円となっています。また、配慮の必要な児童への加配につきましては、公定価格では十分な対応ができないことから補助金で対応してまいりました。平成30年度までは、県補助もございましたが、本年度からは県補助はなくなっておりますが、引き続き市単独事業で対応しております。また、来年度からの会計年度任用職員の制度が始まりますが、その影響が公定価格や処遇改善加算にどのように反映されるかを検討する必要があるとは考えております。

保育時間につきましては、民営保育園とあけぼの保育所が午前7時20分から午後7時まで、その他の公立保育所が午前7時50分から午後6時20分となっております。保護者の方から選ばれやすいような開所時間の設定となっております保育園につきましては、年度途中ではあきがないような状況となっておりますので、開所時間の延長のニーズはあろうと思いますので、各社会福祉法人とも協議を行いながら、開所時間の検討を来年度行う入所申し込みに向けて行っていきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

○建設課長（西川博由） 市道の補修についての御質問にお答えいたします。

市道の補修につきましては、国費の補助のある社会資本整備総合交付金事業を活用して、750あります市道橋とトンネル1基につきましては、5年に1度点検をして長寿命化計画による工事計画をしております。また、本年度は一級市道の路面調査と補修計画を策定しております。日常の市道の補修につきましては、杉本議員の言われましたようにパトロールや市民の方から

の連絡をいただいた箇所の舗装の穴埋め、軽微なコンクリート補修等、4名の補修員で対応しておりますが、補修箇所が多い場合等は課員も出て、早急な対応をしております。

昨年度の補修件数は約2,200カ所、常温合材、舗装の穴埋めに使う材料でございますが、20キロ袋で約2,500袋を使用しております。また、広範囲の舗装補修や路側の補修につきましては地元からの要望をいただいて、予算を確保して工事業者に発注しておりますが、昨年度実績は発注件数が76件、約9,100万円でございます。市道改良、補修の要望が現在は約250件あり、今後も新たな要望はなくならないと思っておりますが、今後も可能な限り早い対応ができるように努力してまいります。以上です。

**○議長（土居恒夫）** 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

**○農林水産課長（古田修章）** 杉本議員さんの御質問にお答えいたします。

南国市における有害鳥獣対策といたしましては、イノシシの被害が北部に集中していたということもありまして、北部の農家や狩猟者等で構成した南国市鳥獣被害対策協議会を中心として取り組んでまいりましたが、近年では稲生や十市等の平野部に隣接した山林におきましても報告されるようになってきております。このような状況の中、さらなる被害の拡大を防ぐため、南国市鳥獣被害対策協議会の猟師で構成される予察隊に有害捕獲の許可証を発行し、1年を通して捕獲や県単独事業の活用によって、狩猟免許の取得や猟銃の所持許可にかかる費用を支援し、捕獲の担い手である猟師の経済的負担を減らすなどの対策によって、有害鳥獣の個体数管理が持続できるよう努めてまいりました。

加えて、捕獲以外にも、市の単独事業による防護柵の導入による支援や、県が農協に設置している鳥獣被害対策専門員との連携にもよりまして駆除を行う狩猟者や集落への被害対策に関する助言を行うなど、防御にも力を入れてまいりました。また、今年度からの新たな取り組みといたしまして、南国市鳥獣被害対策実施隊を設置いたしまして、南国地区猟友会との連携によって、一層の被害防止体制の強化を図っているところでございます。

今後につきましても、安心して生活ができ、農業が継続できるよう引き続き被害防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（土居恒夫）** 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

**○危機管理課長（山田恭輔）** 杉本議員さんの'98高知豪雨の被災状況と新しい洪水想定についてお答えいたします。

平成10年9月24日から25日にかけて発災いたしました'98高知豪雨では、本市に設置されておりますアメダス後免観測所におきまして、2日間の降水量が876ミリを記録しており、これは9月の月降水量が平年値の2倍以上となる記録的な数値でございました。また、特に雨足の激しかった24日夜には1時間当たりの降水量119.5ミリを記録しております。この豪雨によりまして、市内では家屋の全壊1棟、半壊3棟、床上浸水824棟、床下浸水968棟の住家被害が発生いたしました。そのほかにも、田の冠水289ヘクタールを初め、市内各所で道路、河川の損壊、崖崩れなど甚大な被害が発生しております。市街地では内水氾濫が広く発生しております。新しいハザードマップに掲載予定である洪水浸水想定区域につきましては、物部川の想定では里改田、片山、稲生地区におきましても、浸水する想定となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

〔谷合成章環境課長登壇〕

○環境課長（谷合成章） 杉本議員さんの御質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃられましたとおり、高知県が策定しております太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインでは、設置を計画する事業者には設置を予定している関係市町村へ事業概要書の提出を求めています。御質問の里改田地区太陽光発電につきましては、現在のところ、事業者からの連絡を含めまして事業概要書の提出はなされておられません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 皆さん、お答えいただきありがとうございます。

国保についてですが、昨年4月の都道府県化と同時に、政府は差し押さえなどの収納対策の強化、そして本市の病院を名指した病院の統廃合のたくらみなどの医療費削減を強化しています。県や市の取り組みを政府が採点し、成績のよい自治体に予算を重点配分する仕組み、保険者努力支援制度も導入されました。

市長は先ほど、市民の声をいろいろ聞かれていて、負担感がかなり重いですとかいうことで、きちんと声を聞かれているかと思えます。また、市長会のほうに要望も出されているかと思えますけれども、ただやっぱりこういう国の制度だからということではなくて、こうした政府のやり方を一緒になって推進する形になっていいのかと、国に対してもっともっと物を言っていて、住民を守る防波堤になってほしい。自治体の役割というのはそういうものではないでしょうか。厚生労働省は都道府県化の実施後も一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる、そして生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと答弁しています。また、子供の均等割の軽

減や廃止についてもペナルティーの対象にしないと、都道府県担当者を集めた会議でも説明をしています。

国保制度の仕組みそのものを変えさせたり、県予算においてこういった軽減を実現させるのも大事ですが、来年度の市の予算において少しでも払いやすい国保税になるよう予算化をしていただきたい、そういう要望をして国保については終わりにいたします。

保育士さんの待遇改善ですけれども、年休を希望どおり取れて、そして希望する研修にもちゃんと行けて、材料づくりなんかで持ち帰り残業しないように、そういう体制をとっていただきたい。いろいろ担当課のほうで市単の事業など頑張ってもらえてるというふうに御答弁いただきましたけれども、引き続きそういう努力をお願いできたらというふうに思います。

農業について、日米新協定についても御答弁いただきありがとうございます。

影響としては、生産額が1,200億円減少、T P P 11も含めると2,000億円もの生産額が減少する。そして、日本の畜産農家は米国産との厳しい競争にさらされてしまうという御答弁でしたけれども、本当に深刻な打撃になってしまうと思います。

今回の協定には、附属書がついておりますけれども、その中身として米国は将来の交渉において、農産物に関する特権的な待遇を追求すると規定されており、またこれとは別に、共同声明では協定の発効後4カ月後に、つまり新年度になったら関税などで追加交渉するとされております。ということは、米などの関税引き下げが狙われたり、先ほど市長が挙げられた国のT P P 対策関連大綱で計上予定の農業対策費ではとても対処し切れない場合も出てくるかと思えます。市長は先ほど、生産者の意欲が減退しないような対策に取り組んでいくと答弁されましたけれども、この協定がさらに改悪されるような事態となれば、意欲の減退どころか離農する方々が次々と出てくることも考えられます。市長にはぜひこういう協定には負けないんだと、南国市の農業を守り抜くんだという決意をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

それから、鳥獣被害について御答弁ありがとうございました。

計画の中には、目標の捕獲頭数ですとか、捕獲数がいろいろ載ってるかと思えます。現状で構いませんけれども、今捕獲できている数を御答弁いただければと思います。また、これは地続きですから南国市だけではなくて、北部であれば香美市と、それから十市・稲生であれば高知市と連携することも重要かと思えますけれども、情報交換などがされているのかということをお伺いしたいかと思えます。

里改田地区太陽光発電設備設置についてですけれども、この地域が浸水が想定されている地域であり、また環境課に事業概要書の提出どころか、連絡すらよこさないひどい業者であるこ

とはわかりました。県のガイドラインでは、事業概要書を提出する前であっても、市町村担当課より事業内容の説明を求めることができるとされております。また、市町村からの求めに応じて助言をするのが県の役割だと書かれております。環境課におかれましては、適宜県と御相談いただき、住民合意を得られるよう御尽力をしていただくことをお願いいたします。これにて2問目を終わります。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） ただいま2問目いただきました日米貿易協定につきましてでございますが、現在のところ米は除外されているという状況ではございますが、今後につきまして3品についても協議の中でどのようになっていくのかということには確かに不透明なところがあると思っております。ですので今後もその状況を注視していくということは必要になってくると思っておりますし、その過程の中で、今後の支援につきましては高知県の中でも県、市、またJA含めてどういった支援をしていくべきかということを経営して協議をしていかねばならないと思っておりますので、今後またその状況を見守っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 杉本議員さんの2問目でございますが、県の新エネルギー課が担当しておりますガイドラインがございますが、概要書の連絡等がまだございませんけれども、提出がありましたら県と協議をして連携をとりながら適切な対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 有害鳥獣の捕獲頭数ということでございますが、平成29年度がイノシシが171頭、鹿が13頭、カラスが23羽、平成30年度がイノシシ88頭、鹿14頭、カラスが46羽、令和元年度は11月8日時点でございますが、イノシシが171頭、鹿が18頭、カラスが44羽となっております。昨年を大きく上回る捕獲実績となっておりますけれども、昨年が比較的少なかったというのは裏年のようなものと考えておまして、捕獲頭数が多かった翌年には減少するという傾向で推移も繰り返しております。また被害の様子などからも極端な増減ということではないと考えておりますけれども、南部での捕獲や、先ほども申し上げたさまざまな対策の効果によるところも大きいのではないかと考えております。

そして、近隣市町村との連携という御質問でございますけれども、鳥獣被害対策専門員が定期的に関係される専門委員会において、意見交換及び情報共有をしておりますことや、市町村

をまたいで被害が出ているような区域での高知市や香美市の専門員の方々にも協力をいただいてわなを設置する場合など、多くはございませんが連携による取り組みも行っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。

鳥獣対策については、実績や対策についてよくわかりました。こういった対策をしっかりと打ち、さらに実績を上げていくことは中山間地域の住民に対して、そこで暮らしていくのを支援するよと、一緒に頑張ろうよというメッセージになると思うんです。必要であればさらに財政措置をとっていただいて、課の体制を大きくしたり、事業の拡大等をぜひしていただけたらと思います。

太陽光につきましては、県と連携をしてやっていくという御答弁ありました。地元の皆さん本当にどうしたらいいんだろうと、許認可でもないのでこのまま押し切られてしまっっては、本当に不測の事態になってからでは遅いということで、本当に不安に駆られています。ぜひ市と県と行政から必要な御支援、御助言などいただけたら幸いです。

新協定について市長から御答弁いただきました。これからの話になるので国や県などの方針などが見えづらい中、御答弁いただいたかと思えますけれども、これからも南国市の農家、農業を守るという点で引き続き注視をしていただいた上で、必要な対策をとっていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（土居恒夫） 21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） 午前中に登壇することになりました社民党の今西忠良でございます。第411回の12月定例市議会に通告をいたしました私の一般質問は4項目であります。

質問に入る前に一言。さきの10月の市議会議員選挙におきまして、再度南国市議会の場に送っていただきました。市民の皆さんの負託に応え、また代弁者としてさらに奮闘してまいる決意でございますので、またよろしく願いをしたいと思えます。

それでは、質問に入ります。

1項めは10月からスタートしました南国市コミュニティバス、愛称はNACOバスと決まりました。土佐電鉄、土佐電ドリームバス、とさでん交通と、約65年にわたり交通事業者の手によって地域住民の生活交通として今日までその役割を果たしてきました。しかし、今日の公共交通を取り巻く環境や要員不足等も相まって退出という事態になりました。市民の移動する権

利の確保を第一に市バス運行に転換をされました。この間、南国市地域公共交通会議や内部に設置をした分科会等での協議を経て、今回のコミュニティバス運行ができ上がってきました。当初に計画をされた制度設計に沿った運行体系になって10月を迎えられたわけですが、制度設計に踏まえた形になってきているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） コミュニティバスの運行につきましては、南国市地域公共交通会議におきまして、平成29年度から運行開始までの約2年間に3回の分科会開催を含め、合計11回にわたる協議をいただいた上で決定をしたものでございます。また、市民の御意見の反映につきましては、南国市地域公共交通網形成計画の策定段階におきまして、市民3,000人を対象としましたアンケートや自治会役員の方へのヒアリング、そして本市の地域公共交通の将来構想をお示しした上で、パブリックコメントを実施をいたしたところでございます。

とさでん交通からの退出の申し出以降につきましては、運転手不足の状況下にあつて、いかに市民の皆様の日常の足を存続できるかという点を主題におきまして、詳細な制度設計を行い、市内4路線の定時定路線運行に決定をしたものでございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、2業者との間で結んだ委託、受託契約についてでございますけれども、委託料、運行ダイヤグラム、法定検査、配車など、さまざまな約束ごとに沿ってスタートしてきたわけですが、今日までまだ2カ月くらいですけれども、問題なく運行されておりますでしょうか。現状についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 南国市コミュニティバスは道路運送法上の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者により市が運行を委託する方式を採用しております。このことから、特に安全対策や安定的な運行体制などについて運輸局の厳格な審査をクリアして運行を開始しております。また、運行事業者の募集段階から契約内容をオープンにしてきたことによりまして、委託契約内容に沿った運行が行われておるところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） はい、ありがとうございました。

次に、とさでん交通が運行していた路線をベースにコミュニティバスの運行を行っています。一部路線の見直しや増便も図ってきたことも事実でございます。現在、乗降客の人数の把握や実態調査は行っているのでしょうか。また、要望なども含めて利用者の声などは届いているの

でしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） コミュニティバスにおきましては、先ほどもお話ありましたとおり、とさでん交通が運行しておりました市内3路線を4路線としまして、また各路線の運行便数も増便をしまして、運行を開始をしておるところでございます。

また、市民の皆様にご利用いただけるように、運賃につきましては市の中心部までの利用につきまして片道200円としまして、あわせて障害者及び介助者割引、また子供割引等導入をしておるところでございます。運行を開始をしましてまだ2カ月しか経過をしておりませんので、まだ検証というところまでには至っておりませんが、市民の声といたしましては、運賃などについて大変利用しやすくなったという声もいただいております。

なお、各路線の利用状況というところでございますけれども、11月分の実績でございますけれども、1日当たりの乗車人数にはなりますけれども、高知医大～久枝線で52.77人、植田～J A高知病院線、こちらにおきましては36.37人、前浜～J A高知病院線におきましては10.1人、医療センター～十市～後免線、この路線につきましては16.13人という状況となっております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

1日当たりの乗車人数、これはですか利用と運賃払い両方が調査をされて、今お答えいただいたと思うんですけれども、まだ運行開始をしましてまだ2カ月余りですので、この実績はとさでん交通が今まで運行していた当時の5万人以上の数字と比較すれば、今2カ月ですのでなかなかその数値は出てこんかとは思いますが、やはりコミュニティバスに移行した部分ですので、上回る形の運行体系や利便性の拡大にさらに努力をしていただきたいと思っております。

次に、市バスとしてスタートして、先ほども申しますように2カ月ちょっとですので、検証や課題といっても緒についたばかりですけれども、路線とダイヤの見直し、利便性の拡大等についてはいかがなお考えでしょうか、この点についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 路線とダイヤ等の見直しにつきましては、これまでも南国市公共交通会議での議論を経て、改善・見直しを行ってまいりました。コミュニティバスの運行につきましても、引き続き利用者のお声をお伺いして、利便性の向上へと努めていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

次に、前浜～J A高知病院線と医療センター～十市経由後免町線には小回りのきく10人乗りで運行をしております。さらにきめ細かくデマンド運行に近いような方法もこれから考えていかななくてはならないと思いますが、その点についてのお考えなり、見解をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本市におきましては、これまで北部山間地域にデマンドタクシーを導入をいたしまして、平成30年10月には岡豊地区への路線型デマンドタクシーを導入するなど、地域の状況に応じた交通モードの導入を行ってきたところでございます。

このたびのコミュニティバスの導入に当たりましては、県内のバス運転手不足の状況、また行政経費に鑑みた持続可能な公共交通について検討した上で、今回、定時定路線のバス運行と決定をしたところでございます。今後はバス停や駅などから離れた地域にお住まいの方への移動保証、これをどうしていくかということが課題であると考えておりますので、この点については別途十分な検討をしてみたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

利便性の拡大についても、バス停や駅から離れた利用者の移動の保証がこれからの課題ですし、別途これから検討を加えていきたいということでもあります。コミュニティバスになって前浜線は岩村公民館経由に経路を延長もしましたし、久枝線は岡豊での八幡～医大を含めて右回り、左回りという運行形態になったわけですし、医療センター～緑ヶ丘～後免の経路は、十市の緑ヶ丘団地での運行のあり方というのはじっくり考えて補完をしていかななくてはならないと思いますし、同時に田村日章のエリアでの工夫というのは、非常にこれから検討をしながら、より利便性の高い運行ができる形をつくり出していかななくてはならないと、このように思います。

次に、フリー乗降の関係なんですけれども、フリー乗降によって、より乗りおりする場所が選択できますし、乗りやすい場所で利用できます。公安当局との調整もあろうかとは思いますが、今後の進め方と展望についてお示しください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） バス停でなくても、路線上であれば乗りおりが可能でありますフリー乗降につきましては、現在高知医大～久枝線の旧県道、春野～赤岡線区間におきまし

て実施をしております。利用者の御自宅などから少しでも徒歩での移動距離を縮めることができるものとして、利便性の向上に資するものと考えておりますけれども、これにつきましては、運転手への負担、またダイヤのおくれなどへの影響、また実施区間における交通事情など、総合的にこれから検討していく必要があると考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 現行路線でも、既にフリー乗降はされておるわけですが、県道や幹線道路では交通量など、道路事情もいろいろあるかと思っておりますけれども、路線の中で一区間で選定をして、フリーを行える、取り組める場所もあるかと思っております。例えば、私は北部におるわけですが、植田～JA線なら領石から植田の終点の区間はフリー乗降が対応できるなど、そういう部分もまた検討課題に加えていただいて、対応していただきたいと思っております。

次に、より利便性を高めていくためにも、使い勝手がよくなるためにも市民の皆さんの知恵やサポートも含めて幅広く利用者の声を聞く、そして同時にPRも含めて、皆さんの声を聞きながら、アンケート調査も考えられると思っておりますけれども、そうした面についてのお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） ダイヤ等の見直しにつきましては、コミュニティバスを実際に御利用いただいております方の声を伺うことが必要であると考えております。本年度中に利用者からの声を集約をしまして、来年度以降の見直しの検討に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、業務委託契約は3年間となっているわけですが、市民の皆さんの生の声を聞くなどして路線の見直しやダイヤ、あるいは本数も含めて、一定の改善策についての対策は早い段階に対処すべきだとも考えますが、その時期や目途についてはいかがお考えでしょうか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 県内バス事業者のダイヤ改正等が一斉に行われます毎年10月には、これまでの路線変更やダイヤ改正と同様に必要な見直しを行っていきたくて考えております。また、大幅な運行形態の見直しが必要な場合の検討につきましては、3年間の運行委託契約がございますので、その契約が終了します令和4年10月が目途と考えております。

これからの見直しにつきましては、市中心部の都市計画道路の整備状況等も勘案しまして、また今回の制度設計が本市における必要な公共交通資源への適切な創出、育成につながっているかにつきましても、十分な検証を行った上で必要なこれからの見直しの検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） コミュニティバスの件、最後の質問になるわけですがけれども、今日高度に進んだ情報社会と競争主義や規制緩和、そして働き方改革などさまざまな要因が重なり合っていて、特に交通や運輸の分野においては要員不足、乗務員不足が顕著になってまいりました。公共の福祉として、住民の移動の権利というのはきちり確保をされなくてはなりませんし、地域生活において大変重要な課題となってきたことも事実であります。

こうした現状を踏まえて、地域公共交通の果たす役割や将来展望も含め合わせて見解をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 公共交通につきましては、交通の計画の中でもうたっておりますけれども、生活に欠くことのできない社会インフラとして、最大限確保・維持をされるべきものと位置づけをしております。先ほども見直しの話もいたしましたけれども、健康増進の観点からも、市民の移動の権利保障の実現に向けてこれからも市を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） お待たせしました。昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時4分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今西議員。

○21番（今西忠良） 2項目めの選挙管理行政について質問をいたします。

まずは、選挙取扱事務等についてであります。ことしは4月の統一選挙に始まって7月の参議院選挙、10月には私どもの市議会議員選挙、そして11月には県知事選挙と、選挙一色の1年でありました。しかし、選管において投票事務で7月の参議院選挙と11月の知事選挙におきまして、投票用紙の交付ミスがありました。選挙管理事務と作業手順における全く初歩的なミス

と言えるのではないのでしょうか。善後策と再発防止についてお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 今西副議長が御指摘のように、7月の参議院選挙、そして11月の知事選挙と投票事務におきましてミスがたび重なりまして、まことに申しわけございません。それぞれの不祥事に至りました原因は異なっておりますけれども、再発防止策としましては、マニュアルに沿った作業手順を確実にやっていくということに尽きると思います。

毎回、選挙の前には事務従事者説明会を行い、その選挙における留意点や注意事項などとともに、マニュアルの再確認をしておりますけれども、再発防止のための対策としましては、今回の反省を含めまして職員向けの研修が必要と考えておりますので、その準備ができ次第実施したいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） わかりました。

次に、公設掲示板の設置数についてでありますけれども、これも法で定められていると思っておりますけれども、国政選挙、県議選挙、知事選挙、さらには市長及び市議会議員選挙における設置箇所数についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 公設掲示板の箇所数の御質問でございますけれども、国政選挙であります衆議院選挙、参議院選挙、そして県議選、また知事選におきましては、市内では264カ所設置しております。また、市の選挙であります市長選、市議選におきましては150カ所設置しております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれお答えをいただきました。10月の市議選挙におきましては、投票日の直前に台風の影響で何度となくポスター掲示板が倒壊をしました。掲示板の設置箇所の工夫や構造物の強度を高めるなど、強めるなどの改善策とその対策についてお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） ことしの市議選におきましてのポスター掲示板の倒壊につきましては、投票日を目前にしておりましたけれども、それまでに幾度となく掲示板の倒壊もありまして、150カ所のうち12カ所が倒壊しております。その際、補強の上、再設置をしておりますが、その後暴風警報も発令され、20メートル以上の強風が吹くことが予想されまし

たので、市民の皆様方の安全を最優先にさせていただいた結果、県選管、南国警察署とも協議いたしまして、また候補者の各陣営にも事前に御了解をいただいた上で10月11日金曜日にポスターの掲示場45カ所の事前撤去に踏み切りました。また、投票日前日の10月12日にはさらに5カ所の掲示板が倒壊いたしまして、倒壊箇所は最終的に17カ所になっております。

掲示板の事前撤去を実施しなければ、さらに多くの掲示板が倒壊していたと思われま。投票日の13日の午後には風も弱まりつつありましたので、2カ所の掲示板の再設置を行っておりますけれども、有権者の皆様、また候補者の皆様方には御迷惑おかけしまして、申しわけございませんでした。今後の倒壊した掲示板への改善策ということでございますけれども、現在のポスター掲示板はリサイクルできる紙でできております。それゆえに同じような材質のものを使用されている市町村も県内にありますので、そちらのほうで設置方法について情報交換を行いながら、また材質についても必要がありましたら再検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれ御答弁をいただきました。公設掲示板の箇所の関係なんですけれども、非常に今回初めてくらい台風が遭遇したわけですけれども、150カ所ある中で17カ所が倒壊をしたと、風の強さで安全対策で45カ所事前撤去したとのことでした。結果的に150カ所あるうちで50カ所以上の公設掲示板が撤去をされました。直前になって2カ所は再設置をしたということですが、これによって投票率の低下を招いたとは思いませんけれども、設置場所の改善と工夫は今後検討の中にも入ってるんかもしれませんけれども。

それと、現在木製で先ほどの局長答弁にもありましたようなそういう構造物ですけれども。高知市等の掲示板については、箇所によっては、パイプ棒とかステンレス製を使って強度の強いものにしておりますけれども、そんなことも含めたら検討を早急に対応するという必要だと思います。その点についていかがですか。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 設置場所の検討につきましては、危険箇所につきましてその都度御指摘がある場合は検討しております。また、そういった掲示板の材質等につきましても、近隣市、特に県内のそういった状況も踏まえまして再検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 掲示板の関係に関連するわけですけれども、設置をする業者について

は、委託業者は1業者というふうに伺いました。せめて、複数の業者に発注することによって、こうした緊急、あるいはハプニング等にいち早く対応ができてスムーズにものが運ぶのではないのでしょうか、その辺についてはいかがですか。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 設置の業者のことをございますけども、先ほど申しましたように、今後設置の方法についても材質等につきましても、方法につきましても検討をしていきたいと考えております。そういった中で、現在の設置方法について変わってきますので、そのあたり業者の選定も含めて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

投票終了後における選挙のポスターの撤去とその指示についての対応でありますけれども、法では選挙ポスターは選挙期日が終わったら速やかに撤去しなければならないというふうになっておるとは思いますけれども、市の場合は特例という部分是对应されていると思うわけです。そういうこともありますので、問い合わせをさせないなど、あるいはそのことに対して明確な指導と指示を出すべきと考えますし、市民や当事者が混乱を招かないようにしっかりと対応をしてほしい旨をお願いをしておきます。

次の質問に入ります。

投票行動と投票率についてでありますけれども、まず直近の選挙での投票率を県平均と南国市での比較を含めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 直近の選挙での投票率の比較ということでございます。本年実施されました4月の県議選におきましては、県平均の投票率が46.58%、南国市におきましては、これが38.42%となっております。7月に行われました参議院選挙におきましては、県平均が選挙区が46.34%、比例代表が46.33%、南国市では選挙区、比例代表ともに43.36%でございます。また、11月に行われました県知事選挙では、県平均が47.67%、南国市は40.41%となっております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 引き続き、18歳から19歳の有権者数と投票率についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 18歳、19歳の投票率ということでございます。県議選におきましては、有権者数が1,067人ありまして、投票率が20.4%、218の方が投票をされております。また、参議院選挙におきましては、有権者数が1,090人、投票率が26.6%、274名の方が投票されております。市議選におきましては、有権者数1,027人、投票率24.1%、248の方が投票されてます。知事選におきましては、有権者数1,041人、投票率23.05%となつてまして、240の方が投票されております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございました。

18歳、19歳の有権者数は1,000人超えというのが現状のようですけれども、地方選挙のほうは20%ちょっとというお答えでしたし、参議院選の国政選挙の投票率が26.6%とお答えがあったと思うんで、一番高い数値になっています。地方選挙を軽視をされたというわけでもないと思いますけれども、この数字をしっかりと見ながら今後の啓発や、あるいは投票行動も一考していかなくてはならないとこのように考えます。

次に、選挙が行われるたびに投票率が非常に低下をしていくっていうこの現状をどのように受けとめておられますか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 昨今の選挙における投票率の下降傾向は、政治や社会に対しての無関心が広がっていることの裏返しの結果であると思われまふ。国や社会の問題をみずからに關係する問題として捉え、みずから考え、みずから判断、行動することが主権者にとって大事であると考えておりますので、対策が必要であると考えます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

無関心では済まされないわけであり、選挙は憲法で保障された国民の参政権の行使であり、国民の最も基本的な権利の一つであります。

高知県は女性参政権の発祥の地でもありますし、自由民権運動の中心的な存在でありました立志社の活動に賛同しながら、男女同権を提唱した、そして女性の選挙権、あるいは被選挙権を勝ち取ってきた民権ばあさんと言われる楠瀬喜多さんにも学ぶべきではないでしょうか。

それと次に、選挙への啓発のあり方や方法、予算措置等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 現在、本市での選挙におけます啓発活動につきまし

ては、県選挙管理委員会が選挙ごとに作成してます啓発ポスターやポケットティッシュ等の啓発資材を活用しております。市では、南国市明るい選挙推進協議会の協力のもと、選挙ごとに毎回市内の量販店で啓発活動を行っております。明るい選挙推進協議会委員の皆さんが啓発用のはっぴを着て、啓発用のティッシュを配りながら投票の呼びかけを行っております。また以前は、広報車に乗りまして啓発も行っておりましたけども、騒音に対する苦情などもあったため、現在は市の防災行政無線を利用させていただきまして、投票日前や投票日当日にも市内全域へ呼びかけを行っております。

また、啓発に関する予算ということでございますけども、常時啓発費という予算が当初予算で28万7,000円計上いただいております。そのうち主なものは、啓発冊子の作成費用としまして6万5,000円、またその送料に2万7,000円、明るい選挙推進委員の報償費に6万3,000円、現在支出をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきましたけれども、広報車による投票呼びかけが住民より騒音、苦情があるというふうなお答えで意外でしたけれども、主権者としての意識を疑いたくなるような面も感じたところです。

常時啓発費が28万7,000円くらい、それには報償費等も入っているわけですし、余りにも少ない予算だと言えますし、さまざまな啓発の活動の方法をお答えいただきましたけれども、コンビニやスーパーのレジのところなどへステッカーとか何かを工夫する策、それからビラやチラシの配布、それからごみステーションでの啓発の告知というのも一つの方法ではなかろうかと思えます。ごみの収集箇所は市内の821カ所あって、可燃ごみと不燃ごみが同時に収集できるステーションは521カ所あります。この中で、明確にかごのステーションというのは400そこそこかもしれませんけれども、そこに呼びかけをすることによって、多くの市民の皆さんが日ごろよく目にできるのではないかと思いますので、そういう啓発もあわせて予算拡充と含めて考えていただきたいと思えます。

次に、期日前投票についてでありますけれども、現在、不在者投票は4階の選管事務所の隣の部屋を使っています。期日前投票は、ことしの4月の県議選から地下の1階の会議室になりました。地下の場所は果たしてよりベターとお考えなのか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 議員おっしゃられますように、期日前投票は本年4月の県議選より投票場所を変更いたしまして行っています。現在の地下会議室でございますけど

も、これは以前、平成29年10月の衆議院選挙の際、大変混み合いまして、投票に来られた選挙人の方々に大変御迷惑をおかけしたという反省のもとに、現在の場所に変更した経緯がございます。市役所で行う限りにおきましては、いろいろな場所も検討いたしましたけども、地下1階ですので、階段を利用して行くことができますし、またスペースにゆとりもございますので、混み合う時間帯や時期には受付職員も増員できるため、待ち時間もほとんどなくなりまして、現在は、また期日前投票の宣誓書を入場券に印刷した効果と相まって、スムーズに運営できていると思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

続きますと、期日前投票所の、量販店を中心にいろんな箇所もあろうかと思っておりますけれども、増設についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 期日前投票所の増設につきましては、過去にも幾度となく御提案をいただいた経緯もございます。市内の量販店では確かに、量販店のほうは集客力もありますけども、催し物スペースなどでの実施になるかと思っておりますし、そういったスペースがある量販店は限られてくるかと思われまして、また、そういったスペースにはあらかじめ予約が入っている場合もあろうかと思っております。

昨今の選挙の例で申しますと、平成29年の市長選やその年の衆議院選挙では急に日程が決まったことがありましたし、また本年7月の参議院議員選挙におきましては、7月28日の任期満了日が近づいておりましたけども、なかなか選挙期日が決まらないということで苦慮いたしました。そういったことで、選挙日程が確定しない選挙が最近ではふえておりますし、そういった場合に、なかなか市役所以外とか公共施設を除いては、期日前投票は不可能ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 期日前投票の、量販店を含めた増設という分についてはしない、できないというようなお答えだったように思いますので、しっかり検討して、やっぱりやれるという方向を見出してほしいと思います。期日前投票は増加の一途をたどってますし、確かに投票管理者や立会人、あるいは事務の従事者も必要ですけれども、今だからこそ知恵を働かして踏み込んでやるべきではないでしょうか。

衆議院の選挙の場合は、解散等もあって予測がつかない場合もあろうかと思っておりますけれども、

一般の地方選挙やことしのように統一選挙、参議院選挙というものは、ほとんど期日は決まっていますので、いろんな形で対応できると思いますし、量販店等の中にきっちり取り組みを進めていけば了解を得られる、そういう方向をぜひともつくっていただきたいと思います。

次に、移動巡回投票の開設等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 御指摘の移動巡回投票所いわゆる移動します期日前投票所になりますけども、現在県内では、事例としてありますのは、香美市や北川村、いの町、越知町等で運営されております。が、いずれも既存の投票所の統廃合に伴いまして、選挙人の投票機会を維持するために実施していると伺っております。

また、本市選挙管理委員会でも、日本で最初に移動期日前投票所を導入しました島根県浜田市の資料も取り寄せておりまして、そちらの検討もした経過がございますけども、浜田市でも8カ所の投票区、投票所を統合した経過からそういったことを始めたと聞いておりますが、いずれも選挙人名簿の登録者数が10人から28人という非常に投票登録者が少なくなっている投票区でありまして、投票管理者や投票の立会人等の選任や運営が非常に苦勞したと聞いております。そういった状況でありますので、本市の状況を踏まえますと、現在選挙人名簿の登録者数が少ない成合、天行寺が59名、八京が97名、中谷が60名となっておりますが、現在のところ投票所の統廃合については、現時点では検討しておりませんので、移動期日前投票所についても現在は考えてはおりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 消極的な答弁ではなかったかと思いますがけれども、今現在、南国市には45の投票所があります。今のところは、局長答弁では、統合は考えていないということでありましてけれども、やはり移動巡回の期日前投票を考慮していただきたいと思いますが、今他市の例が少しお話もありましたし、人の問題、経費の問題もあるのかと思いますけれども、桑ノ川、大改野、中ノ川、黒滝は、大分以前に奈路に統合されたエリアになるわけですし、今そのところが、投票日にタクシー乗車の支援はあるようですけれども、余り活用される方も少ないように伺っております。37と35の投票区は、ぜひ私は導入すべきと考えます。特に、投票機会を支援をしていく、投票率の向上に向けて住民に啓発も含めて投票していただくということで、先ほど投票区の数字を挙げていただいたと思うんですけれども、35は白木谷の中山間の奥のほうのエリアになるわけですが、104人の有権者がいますし、それから八京の部分については、非常に小さいエリアで30人くらいなんですけれども、その統合をされた奈路の百数十人のエリ

アについては、ぜひとも期日前の巡回というのは絶対必要だと思いますので、その辺について、いま一度お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 奈路の投票区に関しての移動期日前投票所ということと伺っておりますが、現在黒滝地区の統合された方々につきましては、議員おっしゃいましたようにタクシーでの送迎をしております。そういったことで、それ以外についてということになるかと思いますが、それ以外につきましては、現在のところそういった要望も伺っておりませんが、御提案がございましたので、検討もしていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） また、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、最後の主権者意識の向上策についてお答えをいただきたいと思います。

18歳選挙権における、特に若者の政治教育についてであります。若者の政治離れや政治に対する無関心さといったものは社会問題にもなっておりますし、国や社会の問題をみずからの問題として捉えてみずからが判断をしたり、考えたり、行動するということが非常に大切だと思います。主権者を育てる主権者教育の充実というのが、今まさに重要になってきていると思います。そして、何といたしましても投票率の向上に結びつけていくことが問われていると思います。政治的中立性や主権者意識の向上への取り組みについて、選管局長そして学校教育のほうにお伺いをします。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 主権者意識の向上策ということで御質問いただきましたが、御存じのように、選挙権ができて選挙人名簿に登録がなければ投票はできません。選挙管理委員会では、3カ月ごとの月初めに選挙人名簿の定時登録を行っております。その際、18歳選挙権の取得者で登録された方宛てに啓発パンフレットを送付をしております。中身は、選挙って何ってという項目から始まりまして、選挙の意義、候補者選びにおける情報収集の仕方など、選挙への関心も深めてもらいながら、来る選挙の際には主権者意識を持って投票所へ足を運んでもらえるような取り組みをしております。また、これとあわせて、高等学校在学中の3年生と、また成人式では別の啓発パンフレットも配布をしております。

それと、これは県の将来の有権者育成事業といたしまして、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等へ出前授業を行っております。県選管や南国市の明るい選挙推進協議会委員の皆さんの御協力いただきまして、ともに出前授業において講演や模擬投票などを行っております。

す。小中学生の皆さんに対しましては、学校を通じての選挙に関する標語や、また啓発ポスターの募集なども行ってございまして、優秀作品につきましては、高知県の明るい選挙推進協議会におきまして表彰もしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の主権者教育につきましては、主権者教育を通じてみずからの政治参画がみずからの人生に大きくかかわっていることを実感してもらうことが大切ではないかと考えております。学校教育では、児童生徒にそうした主権者意識を高めるために、先ほど選挙管理委員会事務局長からも説明がございましたように、出前授業の活用を初め、児童会や生徒会活動の活性化、NIE活動、さらには政治に関する標語やポスターの作成など、関係機関との連携を図りながら、教育活動全体を通して取り組んでいく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） どうもありがとうございました。以上で選挙の関係については終わります。3項目めの防災行政の質問に移ります。

毎年のように日本を襲う台風などの気象災害、昨年、西日本豪雨に続き、ことしも大きな広域水害が日本列島を襲いました。10月12日から13日にかけて東日本を縦断をした台風19号は、各地に記録的な大雨を降らせ、千曲川や阿武隈川、那珂川などの大河川を初め、7県71河川の140カ所で堤防が決壊をしました。その激甚化、広域化の背景には、地球温暖化の影響があると言われております。近年の気候変動と温暖化、気象災害のメカニズム等をどのように捉えているのか、またその認識についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 近年の異常気象につきましては、温暖化などさまざまな要因があると思われませんが、顕著な特例といたしましては、豪雨の発生がふえ、局地的であるかと思えば広域的になったり、加えて激甚化や頻繁化など、降雨の特性が変わってきていると考えております。国土交通省によれば、温暖化で降雨量がふえると、全国の一級河川で洪水が発生する確率は、今世紀末で最大で現在の4倍になるとの試算も出ております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、台風19号による甚大な被害は、100年に一度の大雨とも言われました。50年、70年に一度は、もう想定外とは言われなくなりました。このことについても改めて感想を含めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 気象庁の資料によりますと、日本全国での1時間降雨量が100ミリ以上であった年平均回数は、昭和62年から平成8年までの10年間で平均2.4回であったのに対し、平成9年から18年までの10年間においては平均5.1回となっております。また、四国地方における1時間降雨量75ミリ以上の集中豪雨の年平均回数は平成9年以前に比べて、約1.7倍に増加しているなど、発生頻度が高くなっており、今後も降雨については注意すべきだと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。地球温暖化は、人間活動によって大気中の温室効果ガスがふえてきたことが主な原因であるということは理解をされておりますし、このまま温暖化が進めば、まず当然異常気象がふえていく、地球の気温が0.5上がれば、それに相当する分だけ猛暑もさらに暑くなりますし、水蒸気もふえる、大雨にもなる、台風の発生も多くなるということにつながっていくこととなります。

次に、ハザードマップの見直しと果たす役割、有効活用についてですけれども、西川議員の質問にもありましたけれども、10月29日に高知県は二級河川であります国分川の想定最大規模降雨における洪水浸水想定を公表しました。また、一級河川である物部川は、平成28年に国の機関から公表もされているわけですが、これらを受けて、まずハザードマップの見直しと果たす役割、そしてこのマップの有効活用についてはどのようにお考えかお聞かせをください。こういう状況の中で国分川、物部川は大丈夫だろうかという懸念もされますし、あわせてお答えください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 昨年の西日本豪雨で堤防が決壊し、広い範囲で浸水をいたしました倉敷市真備地区や、本年台風19号で千曲川の氾濫によって浸水被害をこうむった長野市においても、その浸水範囲はハザードマップで示された浸水想定区域とほぼ一致しており、被害は想定上の最悪に近い状況であったとされております。

本市におきましても、国分川、物部川両河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が公表されましたので、本年度中にハザードマップを改定するように現在作業を進めておるところでございます。来年度には市内の各御家庭と関係機関に配布する予定であり、このハザードマップを活用して、住民一人一人の的確な避難行動につながるよう、マイ・タイムラインの作成に向けての啓発、学習会に取り組んでまいります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、堤防の高さと強度、推定をされる河川水位の高さは計画高水位といわれておると思いますが、この点についてはどのように受けとめられているのでしょうか。技術的な面もあれば、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在の、おっしゃられた堤防の所要でございますけれども、国分川の堤防の天端高は4.51メートルで、24時間総雨量413ミリに耐える構造となっております。計画高水位は3.56メートルとなっております。また、物部川の堤防の天端高は5.64メートルでございます、12時間総雨量357ミリに耐えられる構造となっており、計画高の水位は5.21となっております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。堤防の高さは、想定される降雨量とその雨量から推測をされる河川水位の高さから計算をされると思うんですけども、また同時に、その流量に応じた余裕高というのも0.6から2メートルが加えられて堤防となるわけですけども。先ほど、半日雨量、1日雨量に、ちょっと数字は忘れちゃったけれども、耐えられる構造であるということで堤防ができているということですけども。この未曾有の豪雨とも含めて、これから安心・安全な部分を見据えていきますと、やっぱり強度の関係を検証、調査というのは非常に大事かと思われまますので、そうした面を県や国交も含めて十分注視をしていくし、検証するというスタンスを持っていただきたいと思います。

次に、堤防に関する質問ですけども、引堤工事やあるいは掘削、しゅんせつ工事等の現状や進捗の状況、今後の見通しについてお答えください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 物部川におきます引堤事業は、流下能力の向上のために物部川の最大の危険箇所である香美市下ノ村箇所で実施され、昨年の西日本豪雨時には約20センチの水位低減効果があったとされております。また、本年度は久枝箇所、深淵箇所の河道掘削及び樹木伐採、吉川箇所の河道掘削、西佐古箇所の樹木伐採が実施をされております。

国分川につきましては、'98高知豪雨の被害を受け、河川激甚災害対策特別緊急事業により、堤防の拡幅や河床の掘削などを実施しており、河口からの約16.8キロメートルの区間の整備は完了しております。現在、国分川支流の笠ノ川川、舟入川、明見川等では治水関連の事業を実

施しておりますが、国分川本川での事業は行っておりません。また、しゅんせつ工事につきましては、昨年度の7月豪雨を受けた全県的な対応といたしまして、国分川と笠ノ川川の合流地点付近で実施されております。今後は、川の堆積状況を見ながら適時維持管理を行っていくとお聞きをしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 丁寧にお答えをいただきました。特に掘削、しゅんせつ等については、先ほど課長にお答えもいただきましたけれども、国分川あるいは領石川もことしの年度にはしゅんせつ等の工事が一応予定はされておるとお思いますので、見守っていきたくと、このように思っています。

次に、緊急放流、異常洪水時防災操作についてでありますけれども、その対応、そういう緊急放流の可能性などは、これからも想定される、今まではどうだったのかも含めて、その想定なり今後の見通し等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 異常洪水時防災操作とは、治水を目的につくられましたダムの放水量の調整が追いつかず、満杯になった場合にダムに流れ込む量と同量の水を流す操作のことでございます。ダムが壊れることを防ぐための緊急処置でございますが、過去10年間の実施例は全国で40回となっております。昨年の西日本豪雨における愛媛県西予市の野村ダムや、大洲市の鹿野川ダムの操作や、本年の台風19号でも全国の6カ所のダムにおいてこの操作が実施をされました。

本市におきましても、本年8月13日の台風10号におきまして、物部川の永瀬ダムより異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとの連絡を受け、対応協議を行ってりましたが、降雨の減少により操作の実施には至りませんでした。

今後の異常洪水時防災操作の実施は、近年の降雨の激甚化と頻繁化により、可能性は大にあると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次の質問に移ります。

防災対策や事業も日々進んでもまいりました。そのハード事業は国や県を中心に、そしてソフト事業は自治体へというシフトをしていく時期にもあろうかと思っておりますけれども、この考え方と道筋について御見解をお示しく下さい。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） ハード対策につきましては、それぞれの河川管理者が点検作業により必要な対策を進めてまいりますが、新たに公表されました想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域における防災・減災対策は、ハード対策では防ぎ切れないものであるため、市といたしましても迅速な避難を促すためのソフト対策の推進に努めてまいります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、命を守る避難指示のあり方と住民の避難行動についてであります。台風や豪雨の際は、気象庁の警報や特別警報、自治体の避難勧告、避難指示などさまざまな情報が出されます。昨年の西日本豪雨を教訓に、住民のとるべき行動を5段階で伝える警戒レベルがことし導入をされました。避難行動が求められるのはレベル3からで、大雨洪水警報などが該当します。内閣府の指針は、これらを基準に、高齢者が避難を始める避難準備高齢者等避難開始を自治体が出すように促しております。

特にわかりにくさが指摘をされているのがレベル4で、自治体の出す避難勧告と避難指示はともに4ということで、内閣府の指針では、避難指示は必ず発表されるものではなく、避難勧告で速やかに避難をと呼びかけているわけです。警戒レベルと避難行動がなかなか結びつかず、逃げおくれたりするケースも出てきています。指示の出し方や伝達手段を含めて、住民避難についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 今西議員さんのおっしゃるとおり、昨年の西日本豪雨の教訓といたしまして、避難勧告や避難指示（緊急）等の危険度の高さの認識が低いことや、さまざまな防災情報が発信されているものの多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できていない状況であったということが挙げられております。住民の避難行動を支援する防災情報の発信の必要性から、本年6月より、水害と土砂災害の避難情報の伝え方といたしまして、住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応の明確化を図るために、警戒レベルといったものが導入されました。警戒レベル3で高齢者等避難、警戒レベル4で全員避難といったようなわかりやすい防災情報を発信することにより、迅速な住民の避難行動につなげるように啓発を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをありがとうございます。災害時には、テレビ等で命を守る行動をとってくださいと繰り返されるわけですがけれども、命を守ることを全てに優先すること

は当然でありますし、切迫した事態を住民に伝えるという意図はわかりますけれども、でもどう自分の命を守るか、その行動を判断するのはやはり個人になるということも当たり前のことだろうと思いますし、日々そうしたリスクと向き合いながら避難の大切さというものを十分伝えていってほしいと、このように考えております。

次に、地域防災計画いわゆるタイムライン事前防災行動計画についてでありますけれども、今国のほうから、国土強靱化地域計画の指針と指導が出されていると思いますが、これは市が進める総合計画との整合性も保ちながら計画を進めていかななくてはならないと思いますが、その立案とタイムスケジュール、内容等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 大規模自然災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目的といたしまして、平成25年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定されております。この基本法では、全自治体に強靱化地域計画を策定する努力目標を課しており、地域計画において地域特有の災害リスクやインフラの弱点などの脆弱性を評価し、優先的、重点的に取り組む防災・減災施策を位置づけることとされております。

また、この地域計画は、議員のおっしゃられるとおり、市総合計画に並び立つ計画として位置づけられており、国は地域計画の策定を促すために地域計画に盛り込まれた施策を優先的に財政支援する方針を示しております。

現在、県内で地域計画を作成しておりますのは、高知県、高知市、佐川町であり、次年度に向けて多くの自治体が取り組みを始めようとしております。本市におきましても、策定に向けた取り組みを進めるようにと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございました。

次に、防災のエキスパートの部署であります危機管理課の組織強化と拡充についてであります。現在課の職務分掌では、危機管理課は防災に関すること、交通対策に関すること、その他市民の安全・安心に関することと位置づけられています。今こそ危機管理と災害対策・減災対策等に特化をした部署として、現在5名ですかね、課員の増員を図っていくべきではないかと考えますし、あわせて市の全体の職員の正職化についてもしっかりと考える時期に来たと思います。大きな課題でありますけれども、平山市長の見解とその意思と決意についてお聞かせく

ださい。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今西議員さんのおっしゃったとおり、危機管理課におきましては、防災対策とか災害対応業務に加えまして、防犯とか交通安全とか、そういった業務を担っているわけでございます。今まで行ってきました南海トラフ対策ということで、それを継続的に行ってきたわけでございますが、最近ではやはり全国で集中豪雨、大型台風の被害ということが頻発しているところがございます、これらに向けた事前の防災・減災対策も急がれているところでもあります。今後は、防災に関する各種計画やマニュアル等の作成ということも同時に進めていく必要があるわけございまして、今後体制の強化ということも考えていかねばならないことであると思います。ただ、その専任の課に特化するということにつきましては、今後全体の機構も含めて考えてまいりたいと思いますが、強化につきましてはやはり考えていくことになるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。考える、検討するということで消極的に受けとめたわけですが、非常に今の状況の中で防災・減災に向けて最大限に取り組んでいくと、今回、今議会に住宅課の新しい課を設置をする議案も出てるわけですが、そうした住宅の持つ今の経済社会情勢の変化に沿っていくということも重要ですし、危機管理課がそういう面で特化をしながらものをしていくということは、住宅課同様にさらに大きな優先される部分が強いんじゃないかと、このようにも考えていますので、市民の命と財産を守っていくためには、ぜひ英断を市長にお約束もしていただきたいし、以前でしたら、その3つ職務分掌の中である安心・安全の部署は、主に防犯対策の職務に従事する部分ですので、そこを例えば元の総務に移していくという、そういうことも含めた柔軟な対応もあわせて考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今の御提案でございますが、今まで過去にもそういったことを検討してきた経過があります。体制の強化ということを考える上で、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） しっかりよろしくお願いをしたいと思います。

次に、7項目めの南国市と岩沼市の小中学校の交流事業での研修の成果について、過日報告

会と発表会がありました。子供たちの防災意識の向上に向けて、同時に啓発、発信、共有、それを何よりも地域と市民へ子供たちから発信をしたり伝えていくという大きな役割もあろうと思います。これからの継続事業にもなるかと思えますけれども、次につなげていくということを重要視もしたいと思えますし、市教委の熱い思いをお聞かせもいただきたいと思えます。

それから、10月24から26日にかけて、初めて岩沼市の児童生徒が、16名でしたか、南国市を訪れ、この研修も非常に意義あるものだったように伺っていますので、その成果と取り組み等についてあわせてお聞かせをください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 去る11月26日に本年度の岩沼市・南国市小中学校交流事業の報告会を開催いたしました。今西副議長を初め、土居議長並びに多くの市議会議員の皆様にも御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

平成25年度から始まりました本交流事業もおかげさまで7年目を迎えました。本年度は、8月18日から20日にかけて、総勢15名の訪問団が岩沼市を訪問させていただきました。参加した児童生徒は、現地での生きた学習を通して南海トラフ地震を想定し、自分たちに何ができるのか、今何をしなければならないのか自問自答を繰り返す中で、自分自身を見詰め直すとともに、防災に対する新たな決意や価値観が生まれていったように感じております。報告会の中で、岩沼市で学んだことを広めていきたいと力強く発言する子供たちの姿は、まさに学校、地域における防災の担い手としての自覚と意識のあらわれだと大変頼もしく感じたところでございます。

さらに、御紹介いただきました本年度10月24日から26日にかけて、初めて岩沼市より児童生徒並びに引率教員が本市にお越しいただきました。後免野田小学校での防災学習や海洋コアセンターの見学等を通して交流を深めましたが、岩沼市百井教育長からは、この3日間を振り返りまして、南国市の取り組みには学ぶべきことがたくさんあるとの評価とともに、震災の教訓を伝えるために、南海トラフ地震に備えた最前線にいる南国市との交流を続けたいという力強いお言葉もいただきました。

子供が学ぶことによって市民に広がるという視点のもと、本事業を本市の防災教育の核として、さらに両市の次世代へのかけ橋となる交流の核としてより一層充実したものになりますように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 丁寧に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最後の4項目めの市立スポーツ施設についてお尋ねをいたします。

南国市が管理をするスポーツ施設は、条例上18カ所の施設があります。そのうちちょうど半分当たる9カ所の施設が指定管理施設であり、指定管理者に業務を委託をしております。直営方式と指定管理者方式との運営や管理面での相違について、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 市立のスポーツ施設は、教育委員会が管理を行う施設と指定管理者に委託している施設に分かれております。指定管理者は予約受け付けから施設の維持管理までを行いますが、高額な修繕・工事等は教育委員会で行います。また、自動ドアですとか、浄化槽の点検の委託は直接市のほうで行っております。清掃管理につきましても、スポーツセンター以外の施設につきましても、それぞれその施設に近い団体、個人等にそれぞれ教育委員会のほうで委託をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。先ほどのお答えと関連もするわけですが、指定管理者施設でもそれぞれスポーツ施設の現場では、維持管理の面で一部地元の体育会とかサークルあるいは団体等へ委託をしています。委託料の出の出る部分については委員会になろうと思えますけれども、この点についてお答えをいただきたいがと、施設管理料での直営の部分と委託に出している部分に課題や問題点は生じてないのか、そのあたりについてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 施設の清掃管理等につきましては、指定管理制度ができる前から、以前からお頼みしていたというのが最も大きい理由となっております。修繕等につきましては高額と申しました。大体3万円ほどで、指定管理者のほうに余り迷惑がかからないようにしております。これは、他県の事例でも大体それぐらいの金額でやっておるとお聞きしております。

問題点ということでお尋ねがございましたが、指定管理のほうは、3年ごとで今指定管理のお願いをしております。今、他県の事例とかを見ると、指定管理者が自主事業を行うとかいうことで最良の点では5年が望ましいということもお聞きはしております。市民の方にとって、予約受け付けが市なのか指定管理者なのかという、どの施設が指定管理でどの施設が市なのかという、この周知がちょっと弱いというか、間違えてこちらに電話されてくる方もいらっしゃるし、直営の施設について、スポーツセンターのほうへお電話される方もいらっしゃる

るということで、こちらの周知については、もっと徹底していかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 管理もそうなんですけれども、受け付けで非常に利用する市民の側が困惑するケースも出てきてますので、その辺の交通整理とかさび分けをしっかりとさせていただきたいと思えます。

次に、比江スポーツグラウンドのもろもろの設備改善についてでありますけれども、比江のグラウンドは、主に一般、野球大会等を、練習では一般はもちろんなんですけれども、大学生や高校生、部活動等で頻繁に利用をしております。特に、6月から7月にかけての雨季の時期には大変水はけが悪くて競技をするのに苦労しております。比江のグラウンドは、開設された当初は周囲のネットの下部に排水設備が完備をされてスタートしたと思えますけれども、その経過と、その機能が今十分に機能してないと思えますので、その点について調査とその改善策についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 比江のスポーツグラウンドは、多目的グラウンドというたてりではございますが、御指摘のようにマウンドがございますので、ほかにマウンドがある施設がないということもございまして、野球をするということであれば、あそこでしかマウンドがないということで、あとは中学校の施設を使うということになります。

できた当時の図面を見ますと、地面の中に暗渠排水管が施工されております。東西に長いのが1本と、今議員がおっしゃいましたように、北西側の一塁側のフェンスに沿って、あと内野のほうに分管を通して、野球グラウンドの内野部分を強化したもんがございます。これも25年以上たっておる施設でございますので、中が目詰まりしておることがまず疑われます。掘り返してもう一回埋めるあるいは高圧で水を通して目詰まりを除くですとか、いろいろ方法があるようでございます。あと、別に小さいやつを埋めて補助的な役割を果たすということ、それぞれございますが、まだその金額とかそういうことについての検討はいたしておりません。どれも決して安価なものではないということは承知しております。

現在、監査委員の指摘がございました避難所となる施設の非構造部材耐震化工事を行っております。今年度行っておるのは、三和スポーツ交流センターそして国府公民館でございます。スポーツ施設以外にも公民館も施工していかなければならないという状況でございます。令和2年度につきましては、久礼田体育館、西部体育館、野田公民館のうち、どれかを行いたいと

いうふうに考えてございます。これが緊急減災・防災事業債を活用して行うものですので、これは何年までということがございますので、まずはこちらを優先して行いたいと考えております。

そのほかの施設につきましては、令和2年度末までに個別施設計画を策定することになってございます。これは、現行の施設の老朽度の診断ですとか、将来的にいつぐらいが建てかえの時期になる、その時期になるとこことここがあるいは統合するとか、そういったことを決めていくこととなります。その計画の中で財源を見つけながら行っていきたいというふうに考えております。

これは、でもネットですとか、余りお金のかからない工事まで一切しないというものではございませんが、暗渠につきましてはかなり高額になるということですので、まずは財源を見つけるといことから始めていかなければならないものであると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 生涯学習課長からさまざまな角度で、財源のことも含めお答えをいただきましたけれど、排水の関係は、機能が回復するように暗渠の関係、下へ埋めちゅう部分のチェックをかけていただきながら、早急に対応もお願いをしたいというふうに思います。個別施設計画の策定ということで、そのテーブルに乗せることも大事だというお答えもいただきましたし、それには財源が伴ってものができるわけですけれども。もう一点、そのマウンド上への給水設備の関係なり、あるいは内野グラウンドへの土の入れかえといえますか、その分。それから、グラウンドの整備をするのに、トラクターの導入、これも金額が高いわけですけれども、今はスポーツセンターのほうから適宜に来てグラウンド整備をしていただいているわけですけれども、あわせてダグアウトやベンチの改善等についての方向はいかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） トラクターのことについてお尋ねがございました。

トラクターは確かに両施設の間を行ったり来たりさせておるわけですが、まほろばクラブの理事長さんから、トラクター別にもう一台できないかということで相談はいただいております。確かに余りお安いものではございませんし、これの購入につきまして特定財源が見込めるというわけではございませんが、これは考えていくということにしております。ダグアウトですとか土の入れかえとかということは、それぞれ金額がそんなに張らないようでしたら取りかかりたいと思います。去年は高木の剪定とマウンドのプレートをかえておりますので、先ほど

も申しましたように、余り値の張らないものについては適宜修繕を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。苦慮しながらも、改善に向けてぜひともお力をかしていただきたいと思います。野球人口が減っているとはいえ、南国市の場合、専用球場はありません。社会人を含め一般のチーム、学生、高校生、ソフトボールもしてるときもあるわけですが、非常に北部グラウンド、頻度が高い活用がされてますし、ぜひとも施設環境改善に取り組んでいただきたいと思います。南国市には野球の公式戦ができる専用スタジアム、球場というのがないわけでありまして、フル整備とはいきませんが、それから、比江のグラウンドは、今、借地ですので、ものをつくる以前に購入は先決かとも思いますけれども、そういう、全てフルやなくても、バックネットから内野スタンドを整えて、1つの球場に、スタジアムにするという方向は、夢でなく最低ここまではやっていきたいと、やろうという決意なり情熱を、平山市長も村田副市長もかつては南国市役所の野球部の主力選手の一員でもあったわけですので、その辺の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 確かに南国市にはもちろん野球場はないところでございまして、一番中心は北部のグラウンドで、早起き野球等も開催しているところであります。そこを専用球場ということになりますと、今おっしゃったとおり、借地っていうことの解消というのがまず第一に出てくると思います。あと、あそこの球場の整備となりますと、相当な費用が発生するわけでございまして、今ちょっとまだそこまで現実的に球場としての、スタンドとか、そういったところの整備までは、今の予算の計画の中ではちょっと難しいのかなというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 21番今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。以上で私の一問一答による質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（土居恒夫） 3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） 議席番号3番の西山明彦でございます。

第411回令和元年12月定例会の一般質問に際しまして、初めての一般質問でございますので、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。若干のお時間よろしく申し上げます。

私は、3カ月前の9月議会では執行部席に座っていたわけでございます。執行部では、企画課長を6年、総務課長を3年半と、9年半の間、数々の議員の皆様方とこの議場でさまざまなことについて勉強させていただきました。その経験を踏まえまして、今度は議員という立場で、南国市民の生活を守り、より豊かな生活が送れることができる、そういった町、そして魅力ある南国市となるよう、先輩、同僚の議員の皆様方の御指導も仰ぎながら、市政発展のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今年度につきましては、私は上半期は執行部の一員でございましたので、非常に質問もしにくいところでございますけれども、今後の展望について質問をさせていただきたいというふうに思います。今議会で私が通告させていただきましたのは、1項目めが市長の政治姿勢について、1つ目が令和2年度当初予算の編成に向けて、2つ目が地方創生について、3つ目が県との連携について。そして2項目めが子育て支援についての1点目が保育行政について、2点目が子育て世帯の負担軽減と支援について、そして3項目めとして道路行政について、以上の3項目であります。順次質問させていただきますので、答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1項目め、市長の政治姿勢についてでございますが、1点目、令和2年度当初予算の編成に向けてでございます。

平山市長にお伺いいたします。市長は、ことし8月に1期目の4年間の任期の折り返しを迎えられました。これまで2回、当初予算を組んでこられましたけれども、それについては何に重点を置かれ、その成果についてはどのように感じておられますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 私は就任に際しまして、災害対策、子育て支援、また農業振興、まちづくり、雇用定住という5つの柱を公約に上げて市長選に臨んだわけでございます。その公約を中心にこれまで取り組みを進めてきたというふうに思っております。災害対策におきましては、あけぼの保育所や国府公民館などの非構造部材の耐震化、また避難所運営マニュアルの策定ということが進めてきたことでもございますし、子育て支援では、平成30年度より同時入所の第2子の利用者負担額の全額助成や、0歳児保育の拡充に向けた保育施設の整備に取り組んでまいりました。農業振興では、国営ほ場整備について、国の採択を受けるべく、体制強化として新たに課を設置し事業を推進してきました。また、まちづくりにつきましては、街路、土地区画整理事業、そして箱物として、（仮称）ものづくりサポートセンター、中央地域交流センターの整備に向けて進めてきたところであります。また、雇用定住では、県市共同事業として、

(仮称) 南国日章工業団地整備事業も進めてきたところでございます、これらの成果につきましては、これまでにない大型プロジェクトが同時進行している状況でありまして、中には当初予定していたスケジュールからおくれたものもございましたが、いずれの事業も一定軌道には乗っているのではないかと考えているところであります。以上でございます。

○議長(土居恒夫) 西山議員。

○3番(西山明彦) ありがとうございます。全体的に前半2年間は橋詰市政の継承ということではなかったのかなというふうに思います。

それでは、そういったことを踏まえて、任期の後半については、市長はどのような方針、施策をお考えでしょうか。

○議長(土居恒夫) 市長。

○市長(平山耕三) 任期の後半ということでございますが、現在取り組んでおりますプロジェクトが非常に大きいプロジェクトということでございまして、ほ場整備につきましては着実に実行していかねばならない、これから先の事業でもございます。また、大型施設、箱物の建設等につきましても、これから多々協議をしていかねばならないこともございますし、やはり基盤整備も、今、着実に進めていかねばならないところでございまして、そういった大型プロジェクトを着実に推進していくということが、今、自分がなし遂げていかなければならないことであると、まずそれをなし遂げていくということでございます。

○議長(土居恒夫) 西山議員。

○3番(西山明彦) では、そのお考えを進めていくための予算措置が必要になってくると思います。来年度の当初予算についてですが、既に予算編成方針を示されており、各課の予算要求作業が始まっているというふうに思います。市政報告によりますと、第4次南国市総合計画に掲げた5つのまちづくりの基本目標に重点配分するというふうにされておりますけれども、その中でも特に何に重点を置いた予算編成にしたいのか、金額の大小ではなく、何に取り組みたいのか、市長が平山市政の独自性を発揮していくという点で、特に予算に反映させたいと思われる施策について、3つ上げるとすればそれは何でしょうか。現時点の考えで構いませんので、お答えください。

○議長(土居恒夫) 市長。

○市長(平山耕三) 先ほども申し上げましたとおり、大きなプロジェクト事業を実施しておりますので、まず1つ目は、まちづくりとして(仮称)ものづくりサポートセンターや中央地域交流センター、そして今後、図書館につきましても用地購入から進めていかねばならないと

いうところでございます、そちらがまずは当初予算に計上するお金ということでございます。2つ目は、子育て支援としまして、公立保育所での0歳児保育実施に向けて、あけぼの保育所の改修に続きまして長岡西部保育所の建てかえも予定しているところでございます。そちらは民間保育に加えて0歳児保育の受け入れ拡大をするということを想定しているところでございます、それによりまして子育て世代の負担軽減につなげたいというふうに考えております。3つ目は、やはり農業振興ということでございまして、国営ほ場整備を着実に確実に推進していくということが、私の、まず3つ上げればそれが目標でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 箱物を中心としたようなまちづくり、それから子育て支援、そして農業振興というような大きな3つの柱というふうにお答えいただきましたけれども、ぜひ平山市長のカラーを出して行っていただきたいというふうに思います。

次に、市長の政治姿勢についての2点目でございます、地方創生についてであります。

この地方創生につきましては、市政報告には、地方創生の南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略はことし最終年度を迎えて、次期、第2期総合戦略の策定作業も進んでいるというふうにあります。この総合戦略につきましては、私が実は担当の企画課長として策定に取り組んだという経験がございます。若干、その当時の経過を説明させていただきたいと思っておりますけれども、平成26年、2014年ですけれども、その年末に国が人口減少と都市圏への人口の一極集中、それを打開するために、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、年を越えた平成27年に入って急遽地方版の総合戦略の策定が求められました。しかも、国のほうでは、国の平成26年度の補正予算でこの地方版総合戦略に掲げてあることを条件に交付金を地方に配分するというような方針が示されたということで、この方針に従って、南国市におきましても平成27年度の9月議会に報告すべく、半年足らずの間で策定に向けて取り組んだということで、国が示したとおりの委員構成の審議会を立ち上げて議論していただき、その承認をいただいて、南国市版の人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。当時の担当課長としましては、短期間の策定であって、正直なところ急ごしらえになったというところも否定できない部分があったけれども、これの特徴としまして、明確な数値目標、いわゆるKPIを定めて、その達成に向けて、審議会のほうではかなり厳しい御意見もいただきながら、毎年ローリングで検証していったということで、見直しも行い、そういったことで進めてきた。また、この策定のときには、同時に第4次南国市総合計画も策定すると、そういった連動させて取り組んできたということでございました。その総合戦略の最終年度でございます。そして、新た

な第2期総合戦略の策定になってくるわけですが、そういったことについて御質問させていただきます。

まず、総合戦略は4つの基本目標とそれぞれに個別の数値目標、K P Iが設定されておりますけれども、毎年度、見直しが行われております。平成31年度版の総合戦略を見ると、数値目標が修正された項目もございます。ほとんどが上方修正されておったり、また新たな項目が加えられたりしております。

そこで、企画課長にお伺いします。市政報告には、第1期における成果と課題を十分に見きわめとございます。その成果と課題についてお伺いします。4つの基本目標の数値目標、またそれぞれのK P Iについて、策定当初の目標に対して、平成30年度末時点での達成状況で構いませんけれども、おおよその程度達成されており、課題はどんなところにあるというふうにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 先ほど御質問いただきました第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、評価指標としまして、4つの基本目標ごとに14の数値目標、また個別施策には56のK P Iを設定をしておるところでございます。これらの指標の平成30年度末、この4年間の進捗状況ということでございますけれども、数値目標、K P Iとも約3分の2の指標におきまして既に目標に到達、または計画どおり進捗をしております。ただし、残りの3分の1におきましては、最終年度であります今年度中の目標達成は厳しい状況にあるという状況でございます。主な数値目標について見てみますと、産業関係におきましては製造品出荷額、また従業員者数、また年間商品販売額等の数値は目標値を超えて推移をしております。ただし、観光客入り込み数などにつきましては目標値に到達できてないという状況でございます。また、子育て関係などにおきましては、待機児童ゼロ維持というのを目標としておりますけれども、年度途中の低年齢児に一部待機が発生しており、これらに対応する環境整備が今後の課題であるというように考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 既に目標を達成された項目もありますが、目標に届かないものも出てきそうなどというようなことのように思いますが、特に子育て支援では、先ほども市長もゼロ歳児の保育の充実ということを言われておりましたけれども、そういった面が課題であって、待機児童ゼロの維持という目標が年度途中では達成できなくなっているというようなことでございます。

では、来年度からの第2期総合戦略の策定に向けて、国は第1期の枠組みを基本的に維持しているということですが、南国市においてはどうするのでしょうか。草案をまとめて3月議会に報告されるということですが、大きな見直しが必要な部分があるのでしょうか。企画課長にお伺いします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 第2期に向けての国、高知県の方針につきましては、ともに第1期の人口ビジョンを維持し、総合戦略の枠組みについても維持することとしております。本市におきましては、直近の社人研による人口推計では若干下振れの傾向にはございますけれども、第1期の2040年に4万3,000人、2060年に4万1,500人という、この人口ビジョンは維持をしたいと、また、基本目標1から4の枠組みについても維持する方向で作業を進めておるところです。このことにつきましては、11月26日の南国市行政計画審議会におきまして、事務局のほうから説明をしまして、方向性について御了承をいただいたところでございます。個別施策の見直しにつきましては、現時点で考えておりますのは、1つとして農業におけます担い手確保・育成、また2つ目として空き家の活用関連事業の取り組み強化、3つ目としてゼロ歳児保育の拡充など子育て環境の整備、この3点を特に重点施策として盛り込む予定としておるところでございます。また、評価指標の中には、地域集会所の耐震化など、国・県の予算措置に大きく左右されるものが含まれるなど、成果指標としての成果がはかりにくいというものもございまして、次期の戦略におきましては、こうした指標の設定においても見直す必要があるというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 3点ほど重点的に盛り込んでいくというようなこととお答えいただきましたけれども、11月26日に南国市行政計画審議会において、この基本的方向性が審議されて了承されたというようなお答えでしたけれども、委員として出席されておられる副市長にお伺いします。副市長は、その審議会での議論を通して、感想といたしますか、委員として審議会での議論をどのように捉えておられるか、そのあたりをお答えください。

○議長（土居恒夫） 副市長。

○副市長（村田 功） 基本目標1に掲げております安定した雇用を創出するについて、数値目標は、工業関係では製造品出荷額、従事者数で、商業関係では年間販売額、従業員数、ともに数値が上向いており、目標を達成している状況です。製造業や卸売業については、これまでの企業誘致や市外からの企業移転もあり、数値が伸びており、現在進めています新工業団地の

整備も含め、さらなる雇用の場の確保が必要であると感じております。11月26日の行政計画審議会では、委員からの意見として、既存の小規模事業所に対する支援を充実すべきとの意見や、子育て関係ではゼロ歳児保育の受け入れ拡大や子供の居場所づくりなど、子育て世代の負担を軽減することが、事業所にとっても安定した雇用につながるとの意見がありました。

第2期総合戦略の基本方向としましては、第1期の枠組みは維持するということですが、総合戦略の大きな柱である雇用、子育て、定住策では、より一層連動した取り組みが必要だと感じました。第2期総合戦略では、これら重点施策を明確にした上で、指標についてもより成果の図れるものへと見直し、事業効果を高める内容にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。この総合戦略の最大の目的っていうのは、やはり人口減少対策だということだと思います。南国市まち・ひと・しごと総合戦略には人口ビジョンも策定されており、何もしなければ減少し続ける人口を総合戦略によって食いとめるというようなものでございますけれども、最初に策定した平成27年度における人口ビジョンでは、2020年、来年ですけれども、2020年で国立社会保障・人口問題研究所、社人研の推計値が4万6,137人、これに対して人口ビジョンでは4万6,572人としております。これは2010年から2020年までの10年間で社人研が3,333人減少するという推計ですけれども、これに対して減少を2,898、約2,900人に抑えるという目標設定をしております。この数値は国勢調査によるものですので、住民基本台帳の人口とは若干差異もございますが、住基上の南国市の人口は、国勢調査が10月1日現在になりますので、ことしの9月末現在の南国市の人口が4万7,243人、4万7,000人をキープしております。1年間の減少を平均で大体300人としても、4万7,000人を若干切るくらいの人口は維持できると推計されるのではないかと思います。人口ビジョンにつきましては甘いのではないかというような御意見もいただきよったような記憶もございますけれども、人口ビジョンの数値も上回るというような状況があるのではないかと。南国市は頑張っていると評価してもいいのではないかなど、私自身は思っております。そのあたりについて、この総合戦略の実施期間に、副市長、そして市長として取り組んでこられた平山市長はどのように分析されておられますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） ただいま西山議員からお話いただきました将来推計人口についての意見ということでございますが、現在、住民基本台帳の数値から見ますと、9月末時点で4万7,243人となっているところでございまして、このまま推移しますと4万7,000人を少し切る程

度で落ちつくのではないかと、2020年4万7,000人を少し切る程度ということで、見込めるところであります。しかしながら、一方で高知県総務部統計分析課が毎月公表している推計人口では、本年10月1日現在の本市の推計人口は4万6,951人とされているところでありまして、このまま推移すると、4万6,700人程度まで減少するということが予想されているところでございます。この数値は、第1期人口ビジョンに掲げました2020年の数値、4万6,572人を上回る数字であると。どっちにしても上回ってはいるということで、よく頑張っているというふうにおっしゃっていただきましたが、頑張りの成果は見えているところはないかと思えます。ただ、団地ができるとか、そういった特殊な事情も中にはあるのかなというところもございまして、そこは急激によくなっているというふうには楽観視はできないのではないかと思うわけでございます。しかしながら、減少幅には大きな改善は見られないというような状況で、県の推計ではありますので、引き続き気を緩めずに、戦略に沿った人口減少対策を続けていかねばならないのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 引き続き頑張っていくということでございますけれども、第2期総合戦略をどのように改定していきたいか。先ほど企画課長が3点を重点施策に盛り込むというようなことも言われましたけれども、市長は大体どんな改定にしていきたいかとお考えか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど企画課長が申しあげました項目につきまして、今まで足らなかったようなところがあるのではないかとということで、盛り込んでいくということでございまして、やはり働く方、農業の担い手という養成、育成っていうものを力を入れていかねばならないということで、農業における担い手の確保ということをお願いしたということでございます。これからサポートハウスも整備しながら、農業の担い手の育成ということも進めていこうとしているところでございます。また、空き家活用関連事業の取り組み強化、こちらは私も今回提案しております住宅課の設置というようなことで、せつかく規制を緩和した空き家対策を進めていきたいということでございまして、そちらの実績の数値を上げてまいりたいということでございますし。0歳児保育の拡充はもちろん、子育て支援ということで、待機児童をなくしていくということが、子育て環境を充実させるということが人口増の要因にはなっていくということでございまして、そういったことを中心に追加して進めていくということになろうと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 農業の担い手確保、それから空き家対策とゼロ歳児保育を含めた子育て支援というようなことを重点にということで、先ほど1点目で市長に御質問させていただいたところと農業振興、子育て支援、そしてまちづくりというふうにかぶってくるのかなというふうに思います。地方創生の取り組み、特に総合戦略の推進については、高知県との連携が重要になってくると思います。

そこで、市長の政治姿勢の3点目、県との連携についてでございますけれども、高知県はこの12月7日から濱田県政がスタートしました。昨日、濱田新知事が初登庁されたということで、県政もバトンタッチがされたということですが、濱田知事は知事選の中で尾崎県政の継承発展を訴えてこられました。平山市長はその濱田知事と中学校、高校の同級生ということで、選挙戦でもかなり力強く応援されていたようでございますけれども、新たに誕生した濱田県政にどのような県政を望まれておるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） まず、尾崎県政3期12年は、知事の強力なリーダーシップのもとで、県産業振興計画の推進などによりまして、有効求人数とか製造業出荷額とか農業産出額、また観光客の入り込み数等、各種指標が上向きに転じているところでございまして、県勢浮揚に大きく貢献されてきたと考えております。濱田知事におきましても、この流れを引き継ぎさらに発展させるというようにおっしゃっているところでございまして、そういう流れ、さらなる発展ということを期待するわけでございます。今後におきましては、それにつけ加えまして、県内市町村のそれぞれの課題も十分酌み取っていただき、県政運営をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦）きのう、濱田知事が初登庁されたということで、きのうの高知新聞夕刊ですけれども、市町村との関係について、市町村との連携に関しては、県と市町村は対等、協力関係だが、現実にはサポートが必要なことはたくさんある。一緒にやっていく姿勢が必要だとしたというふうに高知新聞では報道されております。では、平山市長は県との関係をどのように引き継いでいこうとお考えでおられますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） これまでも高知県の産業振興計画のアクションプランの事業推進におきましては、地域企画支援員による人的な支援や補助金などの財政支援、高知県からはさまざま

な強力なバックアップをいただいていたところをごさいます、また本年度からは国営ほ場整備事業の推進に向けて県との人事交流も始まったといいますか、県から強力な支援をいただいているところをごさいます。ほ場整備につきましては、ほかにも県の農業担当部局から強力に後押しをしていただいているところもごさいます、本当にありがたく思っているところをごさいます。これからも県との人事交流等も含めまして、こういう協力関係をさらに深めまして、県と連携して事業推進に取り組んでまいりたいと思いますし、市から要望というものも率直に伝えることができる、そういうよい関係を築いていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） これも高知新聞の報道ですけれども、濱田新知事が選挙後に、若者が帰ってくる高知にするため、仕事をつくり、南海トラフ地震対策を充実させ、教育や子育て、健康福祉の環境を整えると言われております。これは南国市の課題とも当然重なってくるというふうに思いますので、県との連携、ますます大事ではないかなというふうに思います。一方で高知新聞ですけれども、尾崎知事が中山間対策として特に力を入れてこられた集落活動センターについては、尾崎知事は中山間集落の維持、再生に向けた核として集落活動センターを各地に設けてきた。特産品の販売などを通して、地域の活力創出に効果を上げている。全国的にも評価が高い小さな拠点づくりだが、それさえ人材不足などで自立が難しいケースは少なくないというふうに、高知新聞の社説で指摘されております。

南国市におきましても、集落活動センターは、前田議員の御尽力もあっていち早くチーム稲生が設立され、高知大学との連携などもされて、非常にすばらしい活発な活動をされているというふうに思います。しかしながら、他の地域では、集落支援員制度なども活用して取り組みは行われておりますけれども、2つ目の集落活動センターの設立にはなっていないというのが現状でございます。南国市の現状を見れば、国での東京圏一極集中、高知県での高知市一極集中と同じように、南国市では大篠地区への一極集中が進んでいるということで、周辺地域の人口減少や少子・高齢化対策が待ったなしというような状況、これは誰もが感じているのではないのでしょうか。さきの9月議会で、前田議員からの御指摘で各地区の人口推計を見させていただきましたけれども、2045年には大篠と十市、この両地区が辛うじて対2015年度で80%台となっておりますけれども、他の地域、地区につきましては、軒並み六、七十%、北部では50%台まで減少するというふうに推計されております。こうした周辺地域の人口減少、高齢化を打開していくために、県との連携、いろんな人事交流なんかも必要だと思いますけれども、そうい

ったことで、県との連携を図っていくということがとても大事になってくると思います。先ほど市長が言われましたけれども、国営ほ場整備事業で人事交流がされ、1名の方に来ていただいて、南国市からも県のほうに1人行って勉強させていただいているというようなことです。市長、先ほど人事交流も触れられましたけれども、さらにこれを進めていくというようなお考えがございますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほども申し上げましたとおり、今議員からもお話しいただいたとおり、農地整備課には、ことしから人事交流としまして県から職員1名来ていただいて、市から1名県のほうに派遣させていただいている交流事業を行っております。これに加えまして、来年度は商工分野におきましても人事交流の検討を行っているところであります。この人事交流を通して、やはり県から来ていただく強力な人員に、そのプロフェッショナルのような専門的な知識を持っている経験豊富な方に来ていただくというのも、南国市の業務にとってすごくプラスでありますし、かつ市から県のほうへ職員を派遣するということは、県の中でいろんな幅広い視野を獲得できるというようなところで、非常に人材育成にもつながるというようにも考えているところであります。ぜひともこういうような事業は、お互いの交流事業を広げていくことは、南国市の今後の未来に、人材育成という面では当然大きな効果を発揮するというふうに思っておりますので、今後とも人事交流ということは積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 具体的に商工分野で人事交流をしたいというようなお考えを言われましたけれども、県との人事交流につきましては、県からすばらしい方に来ていただいて、また南国市のほうからも県のほうに勉強に行くというようなことで、ウイン・ウインな関係になってくると思っておりますので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

続いて、2項目めの子育て支援について質問させていただきます。

まず、保育行政についてでございますが、一通り子育て支援課長に答弁をお願いします。去る9月議会において、大湊保育所の今年度限りでの廃止が決定されました。これは児童数の減少もありますが、津波浸水区域に位置しているということで、児童の安全を第一に考えて、浸水区域外への移転というようなことが最大の理由であったと思います。では、その他の津波浸水区域内にある保育所については、どうなんでしょうか。このことについては、橋詰前市長のときから高台移転を含めて検討されてきたという経過がございます。里保育所は公立ですけれ

ども、十市保育園と稲生保育園は公設民営、また浜改田保育園は民立民営ですので、行政の支援が必要ではないかというふうに思いますが、その後の検討の経過についてはどうなっているのか、お答え願います。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 高台移転に関する行政支援ということですが、民営保育園のうち十市保育園と稲生保育園につきましては、高台移転の協議を運営法人と行っています。通常の建てかえの支援はもちろんですが、津波浸水区域からの移転に関する補助金などの制度を活用しながら支援を行っていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 十市、稲生については、法人と協議中、検討中ということでございますけれども、適地の選定から工事の設計、発注、施工、また地元の方々や保護者の方々への説明、協議も必要であり、1年、2年ですぐに実施できるというものではございませんので、大湊保育所の廃止の際に言われていた児童の安全第一という観点からも、里保育所も含めて早急な検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、幼児教育・保育料の無償化が10月1日から施行されました。本市では、既に市独自の保護者の負担軽減策が実施されてきておりました。やっと国の施策が自治体の努力に追いついてきたというようなことだと思います。ところで、11月から来年度の保育所の入所申請、面接も始まっておりますけれども、この保育料無償化の影響で申請がふえたというような状況はありませんでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 11月22日から、令和2年度の保育施設への入所申し込みを市内15の保育施設で受け付けております。まだ市役所での受け付け期間が終了しておりませんが、例年と大きく申請がふえたような感じは受けておりません。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 入所申請では特に影響は出ていないということのようですけれども、ではその他に保育料の無償化による影響がないか。事務的には煩雑になると思います。ですけれども、事務的、あるいは財政的な面ではなく、保護者、利用者から見た影響がないかというようなことを子育て支援課長は感じておられませんでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 南国市におきましては、無償化の対象とならなかった副食費

についても、保護者の負担軽減のため、市独自の施策として補助を行うようになっております。南国市以外の保育施設を利用される方から補助申請のお問い合わせ等はありませんけれども、その他のことにつきましては特にお問い合わせなどはありませんので、特に問題はないと感じております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 特に問題は感じないということでございます。

では、次に保育サービスの内容についてでございますが、市長の政治姿勢についての質問で取り上げました平成31年度版の地方創生の総合戦略を見ますと、土曜日一時預かり保育の実施についての数値目標が、当初の総合戦略では平成30年度までに1カ所8名の新設であったんですけれども、これが平成31年度版ではファミリーサポートセンター事業で対応と変更されております。これは一体どういうことなんでしょうか。支援は充実しているのでしょうか。子育て支援課長、お答えください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 一時預かり保育は、特定教育・保育施設を利用していないお子さんを1日または半日お預かりする事業となっております。現在、保育所では土曜日の一時預かり事業は行っておりませんが、ファミリーサポートセンターを利用することにより、保護者の都合に合わせた場所や時間でのサービスを受けることができるようになると考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 土曜保育というか土曜午後保育ですけれども、と一時預かり保育っていうのは異なる事業ですので。ただ、来年度の申し込み案内を見させていただきますと、土曜午後保育については公立3園、民間5園で実施されることになっております。一時預かり保育については、国府保育所の1園のみとなっております。現状はこれで十分なのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 土曜午後保育や一時預かり保育につきましては、本年度事業を行っている施設で、保育士等の関係もございますので、来年度も実施する予定でございます。両事業とも保護者の就労状況や育児状況によって必要量は変化するとは思いますが、不足する場合はファミリーサポートセンターなどを紹介して対応したいと思っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ファミリーサポートセンター事業がそれに取ってかわるというようなこ

とですけれども、ファミリーサポートセンターの登録者数はどうなっているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） なんこくファミリーサポートセンターは平成29年10月より運営を開始し、平成30年度末の依頼会員は60名、援助会員は27名でした。令和元年10月では、依頼会員80名、援助会員29名と増加しております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 1年間、依頼会員が20人ふえてに対して援助会員は2人しかふえてないというようなことですが、実際の利用者数についてはいかがなんでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 平成30年度年間依頼数は159件で、このうち保育所、学校の休み時の援助など、預かりに関するものは44件でした。令和元年10月までの依頼件数は392件で、うち預かりの依頼は52件となっております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ファミリーサポートセンター事業に、子育て支援課としてはどのように対応されているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） ファミリーサポートセンターは、依頼会員と援助会員の相互の援助によって成り立っておりますので、援助会員となっていくための講習会を年複数回開催しております。今後、西山議員さんからもありましたように、依頼会員の伸びよりも援助会員の伸びのほうが少ないので、今後は依頼量に対して援助の量が不足することが考えられますので、受講された方が全員、援助会員として登録していただけるよう努力したいと思っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） お子さんを預けたいという依頼会員っていうんですか、依頼に比べて預かる側の援助会員が圧倒的に少ないというような状況ですので、先ほど言われたように、ぜひ預かる側の方をふやすようにも頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、既に来年度の入所申請始まっておりますけれども、現在の入所申請については、各保育所の保育サービスの内容によって保護者が利用しやすい保育所を選択するという一方で、一概に言えないかもしれませんが、お住まいの地区以外の保育所に入所されているお子さんがかなりいるのではないかとこのように思います。特に大篠地区につきましては、大篠、吾

岡、明見の3園ございますけれども、この3園では受け入れ仕切れていないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 令和元年12月1日現在、保育園、保育所を利用されている方は1,364人となっています。西山議員の言われましたように、保護者が利用しやすい保育施設を第1希望して選択している場合もあると思いますが、保育園、保育所を利用されている方で、大埴、篠原、明見、伊達野地区に住所のある方が512人、そのうち大篠保育園、吾岡保育園、明見保育所を利用されている方が302人、それ以外の施設を利用されている方は210人となっています。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 保育というのは、学校のように校区があるわけではなく、校区という概念ではなくて、サービス内容を選択するという側面がありますけれども、あえて住所で捉えると、大篠地区の方が512人中302人の方が地区内、地区外が210人と、約4割の方が地区外の保育園を利用しているという状況のようですけれども。ところで大篠保育園と吾岡保育園の定数がそれぞれ150名と120名ということですが、現在はその定数を超えるようなお子さんが入っていらっしゃるというようですけれども。これに対して明見保育所は定数が60名と、かなり少ないということで、ほぼ定数どおりのお子さんが通われているというようなことですけれども、明見保育所の入所定数が少ないのは、旧の明見保育所を移転改築ということで、当時はゼロ歳から1歳の保育も行われておりませんでしたし、そういった旧の保育所の移転ということもあったのではないかと思いますけれども。施設自体が狭くて、保育室が3室しかない。ホールを保育室として使用しているというのが現状であると。そのため、ことしの2月25日に明見保育所改築推進委員会から、明見保育所駐車場、ホールの増築に関する請願が議会に提出されて、3月13日に採択されております。

そこで市長にお伺いしたいと思います。ホールの増築も必要だと思いますが、そもそも保育室が3室しかないのですから、受け入れができないのは当たり前のことだというふうに思います。今日の大篠地区の人口、児童数、子育て世帯の増加によって、大篠小学校も増築を余儀なくされました。明見保育所についても、駐車場やホールの増築を検討するのであれば、ホールにとどまらず大規模な増築を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 明見保育所では、今、議員さんおっしゃったとおり保育室3室で、1歳、

2歳、3歳児の保育を行っておりまして、ホールで4歳、5歳児の保育を行っているというところでございます。保育の基準内ということではあります、他の保育所と比べると、やはり手狭な環境での保育ということになっているところでございます。私も昨年、明見保育所の保護者の皆様、地域の皆様が集まる会に出席いたしまして、そのときの保育の状況というものを伺ったわけでございます。かなりもう保育室は手狭な状況というのは、見てわかるところでございまして、隣の土地を購入しての増築ということを非常に望まれておりました。そういった気持ちがよくわかったところでございます。また、西山議員さんのおっしゃったとおり、大篠地区では子育て世帯の増加によりまして、未就学児の増加が今後も予想されるところでございます。しかしながら、南国市全体では未就学児の減少が予想されるところでございまして、明見保育所でホールを使って保育を行っている現状というのは、もちろん解消していかねばならないというふうに考えているところでございますが、増築の規模ということになりますと、やはり大篠地区周辺の保育をしている児童数に与える影響ということもあるわけでございまして、その規模につきましてはまたよく検討する必要があるのかなというふうに思うところでございます。また、そちらの増築につきましては、やはり今後、用地購入ということを早く行いまして、できるだけ早く増築に向けた取り組みを進めたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。用地の取得も、今市長触れられましたけれども、駐車場の整備、それからホールの増築ということで、当然用地交渉が必要になってくるということですが、一旦増築したら、さらにその後、保育室をふやすというようなことになると余計に経費がかかりますので、ぜひそのあたりも含めて、今後の南国市全体の保育行政計画も見きわめながら、精査した上で取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

子育て支援の2点目、子育て世帯の負担軽減と支援について質問させていただきます。

妊娠、出産、子育てに関する精神的な支えは、核家族化が進んだ今日ではとても大切なことでございます。親の精神的不安定によって、児童虐待というような痛ましい事件がよく耳にするんですけれども、そのたびに心が非常に傷むというところでございます。

そこで、今回お伺いする負担軽減については、経済的支援ではなく、心の精神的な負担の軽減、支援についてお伺いします。「広報なんこく」には、毎月、最終ページの見開きに2ページにわたって保健福祉センターからのお知らせという記事が掲載されております。その中に各

種の子育て支援事業が紹介されておりまして、子育て講座や離乳食教室、あるいはマタニティ教室など、毎月さまざまな事業が行われております。また、子育て支援センター、ひよこルームは毎日開設されており、曜日にもよりますけれども、子育てに関する相談を受け付けております。ただ、子育て支援センターは、保健福祉センターだけではなく民間の保育園にも併設されているので、その紹介も広報に掲載されれば、より広く子育て世帯への情報が提供できるのではないかなというふうに思います。

それでは、保健福祉センター所長にお伺いしますが、保健福祉センターで行われている事業についてでございますが、広報によりますと、定員も設定されておりますが、子育て支援センターの利用状況は定員に対しておおむねどの程度の状況でしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 子育て支援センターは、家庭で保育をしている保護者と子供が集い、仲間をつくれる出会いの場を提供すること、また子育てについての相談、助言や援助を行うことを目的にしております。その事業には、西山議員がおっしゃったように、幾つかの講座や教室があります。おおむねどの事業も定員に対してほぼ満員の状態です。また、毎日開かれていますひよこルームには定員はありませんが、毎年利用者は増加しており、昨年度は開催回数248回で利用者数7,415人と、1回平均約15組の親子が利用しております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） かなり利用率も高いようでございますが、事務事業評価表によりますと、平成29年度から30年度の比較で、訪問活動はなかなかよくできておりまして、こんにちは赤ちゃん訪問事業なんかは延べ228件から356件と大幅にふえておりますけれども、一方でマタニティ教室ですけれども、これの参加者数が、29年度から30年度にかけて188人から122人と大幅に減少しております。これはどういったことが原因なのか、分析されていますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） マタニティ教室の参加者が平成30年度に減少している理由についてお答えいたします。

妊娠届け出件数と第1子かどうかで説明いたしますと、平成29年度の妊娠届け出件数が412件、そのうち第1子の数が217人、平成30年度、妊娠届け出件数353件で、そのうち第1子の数が176件です。平成30年度に生まれた子供は第1子の人数が減っており、既に育児技術を持っている妊婦が多かったことにより、マタニティ教室への参加者が大幅に減少したと考えられます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） マタニティ教室っていうのは、子育て支援センターとは別の子育て世代包括支援センターの事業ということですが、子育て世代包括支援センターについては、フィンランドで取り組まれているネウボラという制度を取り入れるもので、妊娠から出産、子育て、全ての相談にワンストップで対応するというので、高知県が高知版ネウボラ推進ということで推進されており、県の要請を受けて南国市でいち早く設置されたということですが、なかなかフィンランドのような社会保障制度も異なるところとは比較するのは難しいんですけど、子育て支援として理想的なものであるというふうに思います。そのためには体制強化も必要であると、専門家の配置が絶対的に必要になってくるのかなというふうに思いますが、この12月号広報を見ても、保健師の再募集が出ているというような状況で、なかなか体制が十分に組めないというような悩みもあろうかと思えますけれども、特に資格を問う職種については募集してもなかなか応募者がいないというのが、私も総務課長をしていて感じていたことです。ここ二、三年、そういった特徴があると思います。そういった状況ですけれども、あえて市長にお伺いしますけれども、これからの子育て支援施策の充実に向けて、体制の強化をどのように進めていきたいというふうにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今、西山議員さんのおっしゃったとおり、今高知県で推進しております高知県版ネウボラ、そちらを実現していくことで体制を強化してまいりたいということでございます。これによりまして、地域で保健と福祉が連携をして、見守り体制を充実・強化するという取り組みを進めるということでございます。

具体的な取り組みについてでございますが、現在、保健福祉センターには子育て世代包括支援センターを設置しておるところでございますが、母子保健コーディネーターを配置して、妊娠期からの支援を行っております。妊娠、出産や育児に不安を抱える妊産婦、乳幼児やその保護者に適切なアセスメントを行い、負担を軽減する支援プランを作成して支援を行っているところでございます。また、福祉部門におきましても、子ども相談係が児童家庭相談担当部署として、支援が必要な児童や家庭への支援を行っているところでございます。

さらに2022年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置する義務があるというところでございまして、これは在宅支援の強化を図るため、地域の資源や必要なサービスを有機的につなぐための拠点ということでございます。これに向けての準備も必要になってきています。同時期に他の市町村でも人員強化を行っていくところでございまして、今西山

議員さんのおっしゃられたとおり、保健師の確保とか適切な人員の確保が、非常に重点課題となってくると思っております。

現在も保健福祉センターと福祉事務所では、支援が必要な家庭につきましては情報共有を行っているところでございまして、今後はより一層、保健部門と福祉部門との連携を強化して、切れ目のない支援体制を充実してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 保健福祉センターにしろ福祉事務所にしろ、専門的な知識を持った方、いわゆる専門職の人材確保、非常に苦勞されていると思いますけれども、妊娠から義務教育の始まる就学前までの間の一貫した子育て支援の充実を願っております。よろしく申し上げます。

3項目め、道路行政についてですけれども、杉本議員の質問と重複する部分もあるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

私が今回の市議選の選挙戦を通じて特に感じたのが、南国市の道路事情でございました。選挙カーで市内を回っていて、選挙カーが軽自動車で行ったなというふうに思いました。これはどの地区ということではなく、どこの地区でも共通しておりました。私の地元、大篠地区につきましても、狭い道路が多くて行き違いがしづらい、また民間開発の住宅団地などでは、袋小路で行き抜けることができない、折り返さなければいけないというようなことで、これは災害時の避難にも問題ではないかなというふうに感じました。篠原地区は、今、区画整理事業が行われておりますので改善されると思いますけれども、大篠地区以外、その他のところでも市民がお住まいになっている区域、非常に道路が狭い、入り組んでいるというような状況でございました。これまで多くの先輩議員さんが指摘されてこられまして、私自身も行政に35年もおって、非常に反省するところでございました。

そこで、建設課長にお伺いします。現在の南国市の市道について、整備状況をどのように受けとめられておりますか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 南国市の市道につきましては、大半が南国市合併前の町村道でございまして、現在の自動車の交通量の増加や大型化に対して整備が追いついていない、補修も追いついていないということが現実でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 整備が追いついていないということですが、市全体の整備計画と

いうのはありますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 現在ございません。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 市道の整備については、国、県の補助金、交付金の活用ができる場合と市単で行う場合で方法も違ってくるといふふうに思います。市単独事業の進め方でしたら、地元や地権者など関係者との対応もする必要があるということで、また地元や市民からの要望への対応など、それぞれの対応が補助事業と変わってくるとは思います、そのあたりについて説明していただけますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 国からの補助金がある社会資本整備総合交付金事業を活用している市道稲吉篠原線等の路線につきましても、市が路線整備計画を策定し、補助申請を行い、認可を受けた計画によって用地買収、工事施工をして行っております。市単独の事業につきましても、地元地区から改良要望箇所の地権者の同意を含めた要望書をいただきまして、予算化できた箇所から分筆登記、工事施工を行っておるといふ状況でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 建設課ではなかなか多くの要望に対して苦勞されているといふふうに思いますが、担当課長としてどのように取り組んでいきたいといふふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 杉本議員様の質問でもお答えいたしました、市道改良・補修の要望は、現在約250件ございます。昨年度、改良は12件、補修76件の発注をしております。1要望に複数年要する事業もあり、今後も要望はなくなる、ふえてまいりますので、可能な限り、より多くの希望に対応できるように努力していきます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 要望に応えるために努力していくといふことでございますけれども、要望に応えていくためには人も金も要するといふことだと思っております。財政的に厳しいといふことは十分理解もしておりますけれども、優先順位のつけ方次第ではないかなといふふうに思っております。

そこで、財政課長にお伺いします。本市の道路行政に対する、特に市道に関する予算配分について、5年ごと、平成20年度、25年度、昨年30年度の決算ベース、それから今年度の予算

についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 市道に関する予算配分ということで、年度によりまして、補助事業、周辺対策事業等を含めますとかなり金額が変わってきますので、ここでは市単独事業分の道路維持費と道路新設改良事業分、こちらの合計額でお示ししたいと思います。平成20年度が1億772万1,000円、平成25年度は1億4,120万1,000円、平成30年度は1億8,659万5,000円の決算額となっております。対しまして、令和元年度、本年度の予算につきましては、今12月補正後の合計額といたしまして、2億4,691万2,000円を計上しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 市道に関して、予算、だんだんとふえてきているということですが、今後さらに増額していく可能性については、財政課長、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 市道への予算につきましては、これまでも何とか増額できるようにと配慮をしてきました。しかしながら、今後ということになりますと、来年度以降、公債費等、義務的経費の増加が見込まれ、一般財源が圧縮される分、その分、市の単独事業、こちらに影響が及ぶことが想定されます。歳入の状況次第ではございますが、何とか本年度並みの予算確保を図っていきたいというふうにも考えております。できれば可能な限り増額にも努めていきたいという意向はございますけれども、こちらも財源次第、そういったことというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 平成20年度が1億700万円幾らということでしたけれども、それが今年度の予算では2億4,700万円ぐらいになってきているということで、努力はかなりされてきているというふうには思いますけれども、改めて市長にお伺いしたいと思います。市長は本市の道路事情についてどのように感じておられますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） やはり狭隘な道路が多いということと、修繕改良が必要な道路が多いのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 私も本当に執行部にいて、道路事情、議員さんがこれまでもすごく指摘されていたのに気づかなかった、気づかないふりをしたのかなというような、非常に反省をす

る機会を得ることができました。そういった状況の中ですけれども、市長、最初に市長の政治姿勢の項目でも質問させていただきましたけれども、来年度の予算についてですが、市長が査定するのは年を越えてからになると思いますが、道路整備に関する予算をふやすようなお考え、改めて再度お伺いしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 私ももともと職員でございますので、財政課長も副市長もやってきた経過もあります。その中で議員の皆様の道路に対する要望というのは長年聞いてきたところでございまして、常に意識の中ではできるだけ道路予算、確保できればつけていきたいという気持ちは持ってきたつもりでございます。ただ、年々当初予算の予算組みというものが厳しくなっている状況もあるというのが現実でございまして、その中でいかに補正予算で確保していけるかというところであろうかと思えます。そういったことで、今後ともできる限り道路予算には配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。建設課長のお答えでは、改良、補修の要望が約250件あると。これ、1日1件ずつやっても1年で終わらないというような状況ですけれども、ぜひとも予算、そして建設課長、予算だけについて大丈夫なんでしょうか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 年々ふえてる中で、課内で協力し合いながらやっておりますが、技師としても現場管理のクオリティーは維持しないかんので、幾らでもふえてもまた体制も整えたいというのが本音でございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

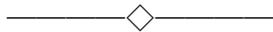
○3番（西山明彦） 予算だけについても人がおらんかったらできんというような、しかも250件もあるというようなことですので、ぜひそのあたりも検討していただきたい。どの部署でもやっぱり同じですけれども、人も要るというようなことで、もちろん人件費の問題もありますので、そのあたりも慎重に考えて、全庁的な人員体制もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

財政は厳しいと言われますけれども、南国市は県下ではまだまだ財政状況がよいほうだということ。それでも予算がつかなければどの事業も進められないわけで、箱物行政で10数億、20億円というようなことが必要であると、将来に向けて市民の要望、そして南国市の活性化、発展に向けて大型事業をすることも当然大事なことですけれども、私は市民は実際には日々の

生活を営むための身近な問題で、住みやすい環境になることがまず第一ではないかなと、そういうことを望んでいるのではないかなというふうに思います。市道の整備っていうのはその一端でございます。市道、市民が生活しやすい環境になっていく、そういったような予算編成をよろしく願いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午後 3 時 27 分 休憩



午後 3 時 38 分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。5 番植田豊議員。

〔5 番 植田 豊議員発言席〕

○5 番（植田 豊） 本日最後の質問をさせていただきます。今回は、防災行政について、幾つか質問をさせていただきます。

まず最初に、今月広報12月号の居安思危に載っています災害応急対策協力用地登録制度について、お聞きしたいと思います。

本市では、災害発生後に円滑な復旧を行うため、仮設住宅建設用地や災害復旧資材置き場等、あらかじめ確保するものです。現在の状況について、詳しくお聞きしたいと思います。

また、土地を提供していただくことができた場合の条件をお聞きします。例えば広さとか提供期間とかです。

次に、災害時の緊急避難場所、避難所として寺社、お寺や神社の活用についてお聞きします。

災害時の緊急避難場所、避難所として、協定を事前に結ぶようなお考え、予定はありますか。民間企業の建物が少ない南国市にとっては、私は必要かと考えます。災害後、数日間の避難所として非常に有効な場所です。台風19号の被災地では、自治体による支援体制などが整うまでの間、地元の寺が避難場所となりました。また支援物資の配給拠点となり、被災者の生活を支えたそうです。寺社は何度も災害をくぐり抜けた歴史があり、多くは安全な場所にあります。さらに、広い空間は防災拠点として活用しやすいと、専門家の方の見方もあります。また、飲み水の確保のための井戸も残っている場合が多いとも聞いています。お寺や神社は、地区の公民館と同様、住民の方にとっては身近なよりどころである空間であるのは間違いありません。お答えをお願いします。

次に、ハザードマップの有効活用の仕方についてお聞きします。本日の西川議員、今西議員さんの質問と重複する部分があるかとは思いますが、よろしくをお願いします。

令和2年度、新しいハザードマップの作成があるとお聞きしましたのでお聞きします。現在のハザードマップの主な数と、それから今現在のハザードマップの配布先等についてお聞きします。

また、現在のハザードマップの利用の仕方、例えば小中高等学校での利用や地区防災会での利用の仕方等、把握している範囲でお聞きします。

今後、新しいハザードマップの有効活用について、どのように考えていますか。例えば、家庭や職場、小中高等学校や地区防災会にどのような有効な活用の仕方の働きかけをしたらよいとお考えでしょうか。

また、新しいハザードマップには、新しい内容や試みを考えていますか。セコム株式会社広報部の調査では、あなたは災害に備えて対策をしていますかという質問で全国500人のアンケートを実施したそうです。災害に不安を抱いている人は多いものの、何らかの防災対策をしていると答えた方は、わずか36%と半数に満たない結果だったそうです。防災への意識がまだまだ十分でないことがうかがえます。自然災害はいつ起きるかわかりません。防災の第一歩は、災害を人ごとではなく自分事と捉えることが大事です。そこで、ハザードマップの利用について、改めて見直してはどうでしょうか。

ハザードマップを見れば、川の氾濫や土砂崩れや津波、周辺の災害リスクをチェックすることができます。避難所や緊急避難場所等、身近な危険を知っておくだけでも、いざというときの行動に差が出ます。ハザードマップは過去に発生した災害の状況をもとに、地震、津波、台風、集中豪雨による洪水、崖崩れや土石流、火山の噴火など、大規模な災害における被害発生状況を予測し、地図に書き込んだものです。河川が氾濫した場合に浸水が予想される地域、土砂災害の危険性のある地区、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域などが示されています。これをあらかじめ知っておくことが、早目に行動をとったり危険を回避して移動したりすることができます。

A CジャパンのCSR活動の一つに防災さんぼというのがあります。命を守る第一歩につながります。防災さんぼをハザードマップの活用の一つでやってみてはどうでしょうか。近年では、地震や記録的な豪雨、強烈な台風など、日本各地で甚大な被害が相次いでいます。だからこそ、もしものときはどこに避難すればいいのか、緊急避難場所までの時間やルートをいま一度確認することが必要です。いざというときのために、近所を楽しく散歩しながら緊急避難場所へのルートを確認するものです。

避難行動計画は、台風や豪雨に襲われたらどう行動するのか、事前に整理しておくマイ・タ

イムラインづくりが注目されています。きっかけは、多くの住民の避難が間に合わず、ボートやヘリコプターで救助された2015年9月の関東・東北豪雨であり、逃げおくれをなくし、住民みずから命を守るために、従来の行政情報に加え個々が行動指標を持つことで早目の避難につながります。ハザードマップのよりよい利活用の仕方についてお聞きします。

次に、対口支援についてのお考えをお伺いします。

台風19号の被害を受けた被災自治体に、パートナーとなる都道府県や政令市を決めて、応援職員を派遣しました。総務省が昨年3月に制度化してから、実施するのは4例目です。全国各地で自然災害が相次ぐ中、効果的な被災地支援を行うもので、自治体間で助け合いを行います。2016年の熊本地震の際、九州地方知事会が被災市町村ごとに支援する自治体を決めたところ、迅速な職員派遣につながったことから制度化されたものです。被災した自治体の要請を受け、総務省や全国知事会など、パートナーを割り振り、1対1の組み合わせが基本ですが、被害が大きい場合は複数の自治体が支援に入ることもできるそうです。応援職員は、現地で避難所の運営や罹災証明の交付を手伝うものです。ことしの台風19号では、広範囲な浸水被害が発生し、罹災証明の交付などに人手が必要になったため、被災自治体から派遣要請が続々と寄せられたと言います。総務省の担当者は、徐々に支援の枠組みが浸透してきていると見ています。ただ、制度化して1年半程度ですので、支援の仕組みを知らない市町村も多くあり、制度を知らなければ、せっかくの制度の受け入れ態勢も整っていないということにつながります。そうした場合、応援職員が被災地に入っても、迅速に支援活動に取りかかることはできません。せっかくの支援制度です。南国市はどのようにお考えでしょうか。

次に、地区防災会に対する期待をお聞きします。

岡豊地区防災連合会では、先日12月1日日曜日、各地区に用意している無線機、トランシーバーを使って、今回は基本的な送受信を中心に訓練を行いました。地区防災会は、本当に災害が起きたときに防災会として機能することはもちろん大事ですが、定期的な防災訓練等、防災力を事前に高めておくことも必要です。人のつながりの強化や防災に関する正しい知識を身につけたり、家族単位で災害時の備えの検討を促すことや地域に密着した対応を考えるのが地域防災だと思います。よく聞く話ですが、避難勧告は出たけど、どうちゅうことないろう。地区防災会では早目の決断を促したりすることも大事だと思います。例えば、洪水であれば、川から水があふれる前に安全な場所に移動さえしておけば最悪の事態は防げるわけですから、どのように川があふれるかを地区でも予測し、それに応じた備えを想定していく必要があります。安全な場所への距離や移動するスピードは人それぞれ異なります。地区の生活環境を踏まえて、

地区として洪水リスクを把握し、慌てずに逃げる準備を整えて、逃げ切れるタイミングで逃げ始めることが重要です。いざというときに慌てずに行動できるよう、いつ何をするかを地区防災会でも整理しておく必要があると考えます。地区防災会に期待するところをお聞きします。

災害時における南国市の給食センターの役割についてお聞きします。

災害時に避難所もしくは緊急避難場所になっていますか。大災害直後の数日間は、各地区の避難所の炊き出し等については十分でない場合が多いと考えられます。給食センターの機能として、食事を提供できるような体制ができていますでしょうか。

ことし10月の台風19号の後の新聞に、東京都福生市の小中学校に給食を供給する給食センターのことが載っていました。同センターは、通常福生市内の小中学校10校に毎日4,000食の給食を提供しているそうです。災害の際などには地域の防災拠点となり、3日間にわたっておにぎりや汁物を1日1食ずつ供給できる体制をとっているそうです。給食センターの職員の方は、行政が早く動こうとしてもどうしても時間を要してしまう場合があり、それを念頭にそれぞれ災害に対し備えていくことも必要だと話しています。このセンターについて、防災意識を高めるかなめにしてもらいたいとも言っておられます。毎週木曜日には見学を受け入れているほか、小学生や自治体職員等が見学や視察に訪れ、防災と食について学べる場ともなっているそうです。

南国市の給食センターは、施設が新しく最新の調理器具等の設備がそろっていると思います。日ごろの給食調理の省力化や徹底的な衛生管理が行われているはずですが、災害時の大量の炊き出しにも対応できているか、お聞きします。給食センターの機能として、先ほどの福生市の例のように供給できるか、お聞きしたいと思います。以上、1問目です。よろしくお願ひします。

**○議長（土居恒夫）** 答弁を求めます。危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

**○危機管理課長（山田恭輔）** 植田議員さんの防災行政についての御質問にお答えいたします。

災害応急対策協力用地登録制度につきましては、災害の発生時に円滑な応急、復旧活動を図り、被災した住民の早期の不安解消に寄与することを目的といたしまして、平成25年3月に制定したものでございます。制定後に協力用地としての登録を検討していただいた地域もありましたが、最終的に土地の原状復旧に対する不安により登録には至らず、その後、現在まで本制度による用地登録はない状態でした。その後、応急機能配置計画の策定等で、仮設住宅用地等につきましても、候補地の検討を行う中、必要面積の不足が改めて浮き彫りになりました。本登録制度は、おおむね500平方メートル以上の一団の土地、または既に登録されてい

る協力用地に接する土地を対象としていたところでございますが、9月議会におきまして山中議員さんからの御質問にお答えしましたように、少しでも確保できるよう、小規模な土地も視野に入れて用地の確保を目指しているところです。また、使用期間は2年以内であります、登録者の同意を得て期間を延長できる内容となっております。

そのような中、再度、本制度を周知すべく、広報、ホームページへ掲載したところ、1件の登録ができました。また、登録には至っていないものの、数件の問い合わせもあり、今後、定期的な広報や防災学習等の機会にあわせてお願いしていくなど、少しでも用地の確保に努めてまいります。

続きまして、災害時の緊急避難場所、避難所としての寺社活用についてお答えいたします。

古い歴史のある神社やお寺さんは、災害に強い場所にあるからこそ、そこに存在しているという一面がございます。東日本大震災でも、神社やお寺が活用された事例も見られます。また、地域に根づいた神社やお寺は、地域住民の誰もが知っている場所ということで、緊急避難の際も迷わず避難できるという利点もあります。このようなことから、本市といたしましても、特に津波からの緊急避難場所として、神社8カ所を指定しております。しかしながら、指定しております箇所は神社の境内地であり、建屋を活用する内容とはなっておりません。また、あくまで緊急避難場所であり、避難所としての指定は現在しておりません。議員さんの御質問のように、寺社は地域のよりどころでもあることから、緊急避難場所のみならず、建屋を利用した避難所としての活用も考えて、協定等の検討をしております。

続きまして、ハザードマップの有効活用についてお答えいたします。

現在のハザードマップは、作成当時の全世帯約2万1,000世帯及び学校など公共施設、約40カ所への配付を行っております。各地区の公民館や学校等で掲示をしていただいているところもありますし、防災学習等で参加者に改めて配布し、内容の説明やお住まいの地区のリスクを確認してもらうなど、啓発に活用しております。

ハザードマップは配布して終わりではなく、見方やその意味するところを理解していただいて、初めて有効に活用できるものになります。何よりもハザードマップがいざというときの避難行動を促すものでなければ全く意味がございません。現在作成中のハザードマップでも、以上のような観点から、どのような情報を掲示すればよいのかなどを検討しているところです。例えば、自分が住んでいる場所のリスクを確認し、どのようなときに避難するのか、最善の策だけでなく、避難行動がおくれたときの次善の策も考えておくような書き込み式の啓発面などを考えております。次年度は、配布とあわせて住民の迅速な避難行動につながるよ

う、新たなハザードマップをリスクコミュニケーションのツールとして活用し、各地区、各種団体への防災学習を進めてまいります。その中で、議員さん御提案の防災さんぽも参考に、実効性のあるものにしてまいります。

続きまして、対口支援についての考え方についてお答えいたします。

総務省が制度化いたしました対口支援につきましては、後ほど所管の総務課よりお答えをいたしますが、本市独自の対口支援といたしましては、災害時の相互応援協定を姉妹都市の宮城県岩沼市、愛知県小牧市、県内34町村と締結しております。また、広域避難に関する協定を県内中央圏域の14市町村と締結をしております。

続きまして、地域、地区や防災会に期待することにつきましてお答えをいたします。

まず第一にお願いしたいことは、災害発生時に自分の命は自分で守り、そのための行動を確実にとっていただくことです。洪水、土砂災害など、ある程度予測される災害については、リスクのある地域にお住まいの方は確実に事前避難を行っていただくこと、また地震など突発的な災害に対しましては、その瞬間の身の守り方を訓練等を通じて身につけていただくことです。この各自の行動を家庭、地域で広げていただくことが、災害から命を守るための第一歩になります。その上で地域や防災会にお願いしたいこととして、手助けが必要な方への支援があります。先日、洪水、土砂災害を想定した岡豊地区防災連合会主催の訓練が行われましたが、その中で洪水からの避難に対して、例えば平家にお住まいの高齢者を早目に隣の2階建てのおうちに避難させてあげることが大切というようなことが話し合われていました。避難所への避難だけでなく、避難に手助けが必要な方への対応や、避難の時期を逸した場合の地域での助け合いなど、状況に応じた対応を地域防災会で取り組みいただけたらと思うところです。

続きまして、災害時の給食センターの機能についてお答えいたします。

給食センターは、現在災害時の避難所や緊急避難場所に指定はしていませんが、市の食料備蓄計画の中で、ローリングストック方式によるお米1,280キログラムの備蓄を行っており、4,266人の1日分の量を確保しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

〔原 康司総務課長登壇〕

○総務課長（原 康司） 植田議員さんからの対口支援についての質問にお答えいたします。

対口支援は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要項に基づき実施されますが、被災地が多数の県や地域に広がっているような場合には、被災市町村ごとに都道府県、または指定都市等の支援団体を原則1対1で割り当てることにより、担当支援団体を決定する方法をと

ることで早目の対応が可能になるとともに、効果的に支援する人員を割り当てることができると思います。また、今回の台風19号のように広範囲での災害が発生し、多くの市町村が支援を必要としている場合には、高知県では県庁が窓口となり市町村に要請するという方法になりますことから、支援に向かう側としても対応がしやすくなると思われました。

今回の台風19号で南国市は高知県からの要請を受け、福島県本宮市の支援に2名の職員を派遣いたしました。今後も支援要請がありました際は、できる限り要請に応えてきたいと考えています。

今回のことで、広域的な災害により南国市が支援を受ける立場になった際には、速やかに他県から支援に来ていただけるのではないかと感じ、このシステムを利用すべきと考えております。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 植田議員の南国市の学校給食センターの機能につきまして、危機管理課長の答弁を引き続きまして、関連させまして御答弁を申し上げます。

まず、先ほど危機管理課長からも申し上げましたように、南国市学校給食センターは、避難所または緊急避難施設には指定をしておりません。と申しますのも、給食センターの調理は委託となっておりますが、委託業者とは南国市学校給食センター調理業務委託仕様書の中で、災害時の対応として、火災・地震等の災害時には万全の協力体制をとるとともに、災害時の市の対応に協力すること、さらには大規模災害が発生し、当該センターにおいて炊き出し等が必要になった場合、または近隣避難所において配送等が必要になった場合などは、市と連携して協力することと結んでございます。南国市学校給食センターは、災害時にライフラインがストップしましても、水と電気の確保もできる施設となっております。水は貯水槽で確保し、電気は自家発電装置で停電になると自動的に自家発電に切りかわるようになっております。給食センターは、食料供給拠点施設として炊き出しが可能な機能を備えております。食料供給等を最優先とした施設として、今後も対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 植田議員。

○5番（植田 豊） それぞれ丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、災害応急対策協力用地のことについてです。災害時に想定されている仮設住宅等の用地確保が不足している状況がわかりました。早急な対応が必要だと思えます。1件の登録とい

うのは少ないです。災害はいつ起こるかわかりません。仮設住宅や資材置き場にはなりませんが、地震などの災害時に一時避難できる防災協力農地というのものもあるようです。あわせて検討をお願いしたいと思います。地域の防災力を高めることにつながります。積極的な取り組みをお願いします。

次に、緊急避難場所、避難所としてのお寺、神社の活用について、今現在指定されている緊急避難場所と避難所の多くは、小中高等学校などの体育館や市の管理している施設です。ということは、数や位置、場所の視点からすれば不十分だとも考えられます。被災された方が実際に利用しやすい、利用できる緊急避難場所、避難所の検討を今後もお願いします。

次に、ハザードマップの有効活用の仕方について、いざという時のために必要な対応を検証し、自助・共助・公助を組み合わせ命を守る行動につなげる。そのためには身の回りの情報を事前に知る必要があります、ハザードマップの内容の重要性が必要になります。少しこじつけた無理のある話かも知れませんが、ハザードマップの情報を把握することによって、それぞれの家庭の中で防災状況をチェックし、家族間の防災に対する備えが検討できると思います。よりよいハザードマップの内容と利活用促進に努めていただきたいと思います。

対口支援について、県内では34市町村ということでしたが、仮に南海トラフ巨大地震の場合は県内全域で被災することが考えられます。先ほど答弁ありました岩沼市と小牧市、県外では2市というのは少し少ないような気がします。今後、あわせて県外の市との協定等も検討していただきたいと思います。

次に、地区防災会に期待すること。ありがとうございます。地区防災会には、新しい情報と正しい知識の御指導を今後もお願いしたいと思います。

ここで、最近、2つの新聞記事を御紹介します。1つは、11月14日木曜日の新聞に、災害時の避難生活工夫、中学生が学習成果を披露ということで、宿毛市の片島中学校の生徒が、このほど、災害時の避難生活で役立つ段ボールを使った簡易ベッドや防災食の作り方などが住民らに披露されたという記事が1つと、12月6日の新聞で、香美市舟入小学校児童防災を学ぶ、児童らは簡易ベッドやトイレなどの組み立てを習い、カレーなどの防災食を試食するなど、避難所運営について学んだという記事が載っていました。地区防災会の訓練にも、校区の小中学校も交えた防災訓練等も必要かと思います。今後の地区防災会に対しての御指導等もよろしくをお願いします。

次に、災害時における給食センターのことについてお答えいただきました。ありがとうございます。給食センターとして、食料の配送についてのハブ機能を持っているということはよく

わかりました。その機能が発揮されるよう、日ごろから十分、訓練ということではないと思いますが、チェック等をお願いしたいと思います。

2問目の質問は特にはありませんが、最後に今回の質問で答弁いただいた内容のまとめのようなことがたまたま声ひろばに載っていたので、御紹介し終わらせていただきます。それは、9月17日の声ひろばに、住民の方から被災ありきのまちづくりですかという内容で載っていました。その回答が、つい先日、12月3日火曜日に、高知県危機管理部長堀田さん、高知市の防災対策部長松村さんの答弁が、答弁といたしますか、声ひろばに出ていましたので、それを少しだけ紹介して終わらせていただきます。避難所や物資集積所、応急仮設住宅などの配置をあらかじめ定めた応急期機能配置計画を全市町村で策定しています。津波に強いまちづくりの道しるべとなるものです。こうした取り組みを踏まえつつ、市町村が速やかな復興を行う上で参考となるよう、新しいまちづくりの土地利用の考え方などを整理した復興まちづくり指針策定にも取り組むこととしています。今後、県や市町村とも連携しながら、防災行政については取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（土居恒夫）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土居恒夫）** 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明11日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時16分 延会